

厚岸町議会 第1回定例会

平成23年3月4日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、安達議員、8番、中屋議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
11番、大野議員の一般質問を行います。
11番、大野議員。

- 大野議員 おはようございます。
平成23年厚岸町議会第1回定例会におきまして、さきに通告しております3点について、ご質問させていただきたいと思っております。
まず1点目でございます。町道について。
現在、学校給食センターを建設中であるが、町道白浜南2の通りを改修し、舗装にすべきと思うが、いかがか。
2点目、町営牧場についてであります。
近年、預託牛が多くて施設が手狭に感じるが、町の考え方を伺いたい。
アとして、施設の手狭が病気発生の一因になっているのではないか。
イとして、今後、施設の拡充を図れないか。
(2)これまで行われてきた草地の整備について近年行われていないと思うが、今後実施する計画はないか。
3点目、子野日公園についてであります。
桜・牡蠣まつりには多くの観光客が訪れています。雨天時の対応策として、露店の並ぶ中心部に屋根（アーケード）などを設置する考えはないか。
以上の3点について、第1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町道について、「現在、学校給食センターを建設中であるが、町道白浜南2の通りを改修し、舗装にすべきと思うがいかがか」についてであります。現在、町道白浜町南2の通りは、主に釧路地区農業共済組合厚岸支所の職員住宅への出入りとして利用されている生活道路であり、学校給食センター建設後は、当センターの出入りとしても利用されることとなります。

また、道路の現況は、延長が80メートル、幅員が7.5メートルの砂利道であります。

学校給食センターの建設では、建物の周囲の駐車場を舗装する計画があることから、給食センターの衛生面や周囲の住環境の整備を図るため、この駐車場の舗装とあわせ、当該路線の舗装を計画しているところであり、町の直営作業により、道路の利用状況に応じた舗装方法で施工することとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続いて、2点目の町営牧場について、初めに、「近年、預託牛が多くて施設が手狭に感じるが、町の考えを伺いたい」についてのうち、まず、「施設の手狭が病気発生の一因になっているのではないか」についてであります。町営牧場では、現在、1日当たり1,350頭の預託牛を冬期舎飼いとして飼育いたしております。

町営牧場のパドック及び避難舎の対1頭当たりの面積を見たときに、最低基準を少し上回る面積ではありますが、個々の牛群の状況を見たとき、月年齢による群分けを行っていることから、一部の牛群で手狭になっていることは否めません。

昨年10月には、冬期舎飼いを控えて、舎飼い施設において、施設内部はもちろんのこと、通路から排水路を含め全体に消毒を実施し、入牧牛の全頭ワクチン接種の確認を行い、病気対策には万全を期してきたところでありますが、残念ながら病気の発生を防ぐことができませんでした。

病気の発生原因については、釧路家畜保健衛生所や釧路地区農業共済組合厚岸診療所と協議してきましたが、ストレスや食い負けによる体力低下などの要素が重なって発症したのではないかという指導を受けました。

そのことを考えると、余裕のある施設体系となっておらず、牛にストレスがたまったら、病気発生の一因としてあり得ることと考えます。

次に、「今後、施設の拡充を図れないか」についてであります。今日、農業生産において作業の分離化が進んでおり、育成部門においても太田農協の哺育センターや町営牧場に預託する牛の数がふえております。

現状では、施設として手狭な部分もありますが、農家の預託希望を一定程度満たしており、大幅な施設拡充は、財源の問題もあり考えておりません。

しかし、病気発生時の隔離施設などは必要であり、平成23年度において、牧草乾燥庫を改造して、これを確保していきたいと考えております。

次に、「これまで行われてきた草地の整備について近年行われていないが、今後実施する計画はないか」についてであります。町営牧場の草地更新は、議員ご指摘のとおり、平成20年度を最後に行われておりません。

町営牧場の草地更新については、当初、道営事業により実施を予定しておりましたが、国の土地改良事業費の大幅削減により、事業実施の見通しが立っていないのが現状であります。

しかし、草地の劣化が進んでいることから、平成23年度は、各牧区の土壌診断に基づいた

牧区ごとの肥料を選定し、炭カル散布を含め、きめ細かな施肥作業を実施する予定でおります。

また、太田農協より、踏み固まった草地に空洞をあけ種を追播する作業機を借り受け、約50ヘクタールほど実施し、その効果を調査したいと考えております。

良質な粗飼料を生産し、預託牛に給餌していくことは、町営牧場としても最も重要なことであると考えております。

そのためにも、預託牛の育成方法や粗飼料生産のあり方などについて、今後とも、牧場運営委員会の意見や指導をいただき、また、太田農協との協議をふやすとともに、その協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目の子野日公園について、「桜・牡蠣まつりには多くの観光客が訪れている。雨天時の対応策として、露店の並ぶ中心部に屋根（アーケード）を設置するなどの考えはないか」についてであります。子野日公園を会場に毎年実施している祭りにつきましては、5月に開催される「桜・牡蠣まつり」は9日間、10月に開催する「牡蠣まつり」は10日間開催されており、年間で合計19日間の開催期間となっております。そのうち、多くの来園者にぎわうのは土曜日、日曜日及び祝日であり、その日数は1年間で約9日間となっております。

こうした状況の中で、まつり期間中の来園者の雨天時における対応策として、園内にアーケードを設置してお迎えするという心遣いも大切なことと思っておりますが、子野日公園は、冬期間を除き、町民の憩いの場として多くの皆さんに利用されている公園でもあります。また、厚岸道立自然公園の第2種特別地域として、風致景観への配慮も重要な区域となっております。

このため、自然環境に恵まれた現在の子野日公園の風致景観に調和しない構造物を園内中心部に設置することは好ましくなく、また、まつり開催時以外に撤去可能な構造によるアーケード設置も考えられますが、多額な費用も想定されます。厳しい財政状況の中、優先順位を見きわめ、選択と集中という考えのもとで事業執行を行っており、ご質問者の言われるアーケード設置につきましては、困難と言わざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 まず1点目の町道について、皆さんご承知のとおりと思っておりますけれども、今現在、建設中であります学校給食センター、答弁書にも書かれておりますとおり、農業共済組合さんと学校給食センターの間の取付けから入って80メートルあるとお伺いしましたけれども、現在、砂利道でございます。

前回、学校給食センターの建設の際に、議案に出ているときに外構は舗装にすると。ただし、道路に関してはまだ計画がなかったはずなんですよね。それで、先ほど町長の答弁にもあったとおり、建設課の直営の作業によって舗装にと言われておりましたので、一応舗装になるので、ほこりの面とか衛生面から考えても、学校給食センターには何ら影響もなく取り進めていくのかなと思っておりますけれども、多分、簡易舗装になるのかどうか、ちょっとわからないんですけれども、1年や2年で穴だらけになるような舗装にだけはしないでいただ

きたいなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 今回の町道、白浜町南2のところ、舗装にも、町の中の舗装の形態を見ている、いろいろな舗装のタイプがございます。今回の場所については、あくまでも行きどまり道路。生活道路ということでの位置づけであれば、町の中の幹線道路のように舗装圧が厚い舗装というふうには考えておりません。

しかしながら、舗装しても1年2年で結果的にはひび割れをしてしまうようなものであれば、せっかく舗装した意味がございませんので、何年間もつというのは具体的にはちょっと申し上げることはできませんけれども、極力、耐用年数があるような舗装で施工していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいま答弁あったとおり、僕も、あそこは多分大型車両も通らないだろうと思いますし、幹線道路と違って重機が走るわけでもございませんし、やはり一応学校給食センターも新しくなるし、外構も全部きちっとされることなんで、二度三度も手間がかからないように、どうせやるんですから、二重三重の経費がかからないようなやり方で、1年でも長くもつような施工方法にしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そんなことで、1点目はわかりました。

次、2点目の町営牧場についてですけれども、1,350頭の預託を今しておられると。各農家さんから預かって、冬期間舎飼いをしているんですけれども、僕も時々通っては見るんですけれども、やはりすし詰め状態といいますか、かなりパドックに余裕がなくて、多分、職員の方は掃除するのも大変じゃないかなというくらいの狭さになっていると思うんですよね。それで、残念なことに、2年続けてIBRという病気が発生してまして、各農家さんにも受け入れ制限とかをして、1カ月、2カ月間停止している状態のことで、かなり支障を来しているなと思うんで、その点をやっぱり改善するには、手っ取り早く言って、やっぱり広さを確保するのも大事ですし、といっても、やはり動物ですから、強い牛、弱い牛いまして、多分えさが十分に食えなくなっているんじゃないかなと思うんですよね。そうした場合、弱い牛はやっぱり隔離して、別飼いで、多分、小さい牛のほうに移したりするという作業をするんですけれども、そこもいっぱい移せない。強い牛はどんどんいっぱい食べますから大きくなるんですけれど、ちょっと弱い牛は、やはりやせていってしまうというような状況が多々あるんだろうなと思うんですけれど、その辺、どう認識しているかお伺いしたいと思っております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、議員おっしゃいましたように、今回の病気の発生で、原因について保健衛生所だとか農業共済組合等々と協議をいたしまして、やはりそういつ

た施設の大きさに対する各牛のスペース内でストレスがたまって発生の要因があるんじゃないかと。それから食い負け、議員おっしゃったような食い負けによるそういったものも影響があるんじゃないかということでございました。

広さの確保につきましては、今年度も一部、自前で、格納庫を改修しまして、153平米の避難舎をつくりましたし、改修しましたし、パドックについても512平米確保して、そういったストレスが起きないような状況には、ことしも改修して努めたつもりでございます。

それから、食い負けに関しましても、スタンション方式というんですか、食い負けが起きないように、その辺を改善していつている途中でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 課長おっしゃっていたとおり、僕もわかっています。去年の秋ごろから、従業員の方が一生懸命自分たちで溶接作業とかをして、小屋を一部改造してやっていたのを見たんですけれども、いろいろ努力されているなど。病気の消毒におかれましても、一生懸命本当に、これでもかというぐらい、僕が見た限りではやっています。それでいて、ストレスなのか、発生原因はちょっと、だれにも多分わからないんですけれども、どこかにやっぱり菌というか、ウイルスがあるんでしょうね。

それで、2年続けて出てしまったわけなんですけれども、全頭ワクチンを打っていますから、そんな重篤になる牛はいなくて、軽症程度でおさまっているんですけれども、やっぱり被害率が多分半分ぐらいいつているのか、ちょっと定かでないんですけれども、それぐらいいつちゃって、毎日治療している状況にあると僕は思うんですけれども、担当課長さんもよくご存じのとおりだとは思っています。

そういった中で、ことしも乾燥庫を改造して、一部舎飼いの増強に努めると言っているんですけれども、多分、乾燥庫とか近くにあるのかなと思うんですけれども、やっぱりてんでんばらばら、あっちこちに牛を散乱させますと、従業員の方もやっぱり目が行き届かなくなるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺にかけてはどうですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 議員おっしゃっていましたように、平成23年度も既存の施設を自前で改修して、そういう受け入れ施設を拡充したいというふうに考えておりますけれども、目が届かないんじゃないかというご指摘でございますけれども、今回、それから去年の経験を踏まえまして、消毒体制も踏まえて、目が届かないような状況にならないように、職員一丸となって適切な舎飼いをしていきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 課長が、従業員一同一生懸命やっていただける、そのとおりでと思うんです。

これからの受け入れ頭数はどのようになるというふうに考えていますか。現在、1,350頭。多分入っていたときで1,500頭近く入っていると思うんですけども、太田農協管内の育成牛といえますか、余り減っていないんですよ。これからの情勢でどうなるかわからないんですけども、みんなかなりの牛を抱えていると思うんですよ。

各農家、個人の農家では、自分の施設もなくというか、どんどんふやしていただくの、今のところ所得もだんだん下がっていつていますから、そんな施設を投資するという考えはまずなくて、やはり町営牧場に預けて飼育をしてもらおうという考え方でみんな進んでいっていると思うんですけども、そうすると10カ月とか、それくらいから預けて、妊娠牛までに飼養管理していただけるので、やはり一番利便性がよくて、後継牛確保には農家の労力軽減もなるし、ふん尿対策も自前の装置ではだんだんできなくなっているのが現状ですから、やはり町にお願いして、きちっと飼育をしてもらおうというのが一番みんなの考えていることなんじゃないかなと思って、多分、だから、育成牛はそんなに減っていかないという気がするんですよ。

そういった場合、やっぱり町としてかなりの受け入れをしていただけるような施設にしていけないと、これからの農業といえますか、産業が衰退していくんじゃないかなと、そんな気がするんですよ。TPPの問題もありますけれども、それを除いても、やっぱりある程度の規模拡大はみんな所得増大のためには考えているんじゃないかなと思うんですけど、その辺の認識どうですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいま議員おっしゃいましたように、各農家につきましては、後継牛の確保ということで、育成牛は減っていかないんじゃないかというご指摘でございます。

私どもも、当然、育成牛につきましてはそういった認識ではございますけれども、実は平成17年度に飼養料の見直しをしまして、平成18年度から預託牛の値上げをさせていただきました。今回も、平成22年度の決算でも、償還金を含めると町営牧場の運営というのは赤字でございます。そういった農家の希望も鑑みながら、牧場の運営委員会という委員会もございますので、そういった方々も含めて協議なり、それから農協とも協議しながら、施設の状況、それから、これからの運営に関しまして協議しながら、その辺の状況について打ち合わせしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 今、課長の答弁あったとおり、運営委員会とも連携をとりながら進めていきたいという答弁でしたので、当然、運営委員会の中には農協の方々も含まれておりますので、ぜひ、その運営委員会なりの要望も酌み取って、財源との絡みもございまして、いい方向に少しずつでも前進をしていただきたいと思いますというふうに考えます。

以上の点で1点、その町営牧場の施設のほうでは理解をいたします。

続いて、草地整備のことなんですけれども、町長の町政執行方針の中にもございましたとおり、一部、草地整備を考えているという文面がございました。ここでも、簡易更新なのかな、これ、草地に空洞をあけて種を追播するというやり方ですから、簡易更新方式だとは思いますが、50ヘクタールほど実施して、その効果を調査したいというふうに書いているんですけれども、確かに、国のほうでは草地整備の補助金等々削減しまして、各個人の農家もどんどん削減されていって、草地整備がままならない状況で、太田農協としまして、やっぱり更新していかないと、何といいますか、1年でもやめちゃうとやはり生産性が下がって、今度やる時には多大な土地を一遍に更新しなくなっちゃう。そうすると粗飼料が足りなくなったり、牛を減らさなきゃなくなったりしちゃうので、やっぱり毎年毎年継続的に、計画的に草地整備を行っているんですよ。

それがやっぱり町営牧場でも同じ考え方でいかないと、何百ヘクタールあるかちょっとわかりませんが、10年、15年のサイクルなりで更新を考えていって、良質な粗飼料生産、そして、牧草とったからといってすぐ収入にはなるわけじゃないですから、それを牛に食べさせて、お金になるまでのスパンがすごく長くてあれなんですけれども、そういったことをやはり計画的に、今年はこの畑で何ヘクタールと持続的にやっていかないとだめだと思うんですね。それできちっとした計画書なりに事業年度、今年はいくらぐらいの金額でやるというのを毎年毎年ちゃんと上げていかないとだめだと思うんですね。それが予算の事業計画なりにもものっかっていないし、この点は予算書にはきちっと反映されているんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいま議員おっしゃいましたように、草地の更新につきましては、計画的に更新して、そういった生産性を維持するためには適切な更新が必要でないかというご指摘でございます。

町営牧場の草地造成事業に関しましては、大別団地、セタニウシの団地が平成8年から平成14年までに行っております。それから別寒辺牛団地につきましては、平成16年から平成20年まで道営の事業で行ってきております。

先ほど議員からご指摘のように、草地更新につきまして、町としましても、平成23年度の調査設計、平成24年度からの事業を道に要望して引き続きやってきておりましたけれども、現在のところ、土地改良の事業費削減で年度が未定ということで、まだ年度が定まっていません。計画では町で上げていますけれども、定まっていないという状況でございます。

先ほど町長からの答弁がありましたように、引き続き、草の成分分析だとか土壌分析を行い、きめ細かな施肥作業を行いながら、草地更新の時期までに何とか頑張っていきたいということでございます。

それから、草地の土壌分析ですけれども、これは毎年、草の成分分析を出しています。その分析に基づいて、農業改良普及センターの分析をしていただきまして、その結果を適合配合飼料などの検討をしていただきながら、草地の施肥に役立たせていただいておりますので、引き続き、そういったことで粗飼料である草の生産をしていきたいと今のところ考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 今、課長の答弁で、土壌分析をして、粗飼料分析にかけて、牧草の栄養価の値をきちっと調べた中で、濃厚飼料の選定もしている。

2月の上旬に農議連の懇話会がございまして、牧場長さんともう一方、福田さんが出席しておりまして、そのときにもちらっと聞いたんですよね。ちゃんと粗飼料分析して配合を決めているんですよ。牧草でかなりの栄養をとっていかないと、今、配合飼料はどんどん値上がりしていっていますから、経費的にやっぱりペイしていかなくなるんですよ。どんどん配合飼料が高くなると、牧草の栄養価が低いからといって、その栄養を補うために、いろんな配合飼料の栄養価の種類がありまして、たんぱく質を高くしたり、エネルギーを高くしたりしていくと、やはりキロ55円とか60円とかになってしまうので、預託料が決まっていますから、その中にかかる経費がどんどんふえていくとやっぱり合わなくなってしまいます。

そういった中で、やはり長い目で見て、牧草のほうから栄養を吸収して、なるべく配合飼料からは依存しないというふうになっていかないと、結局は農家からの預託料にすぐはね返ってくると思うんですよ。牧場が年々赤字が続いていきますと、何を考えるかといいますと、やはり預託料金の値上げにまず取りかかってしまうと思うんですよ。この草地整備に土改剤を入れて、きめ細かな管理をするんですよと書かれていますけれど、やはりその土改剤だって炭カルぐらいならいいんですけど、燐酸系とか投入するようになりますと、やはり莫大な費用がかかってしまいます。そんな中で、やはり土壌改良にはお金がかかるんですけども、直接配合飼料にお金をかけるよりか、土地にお金をかけて、やはりいい土をつくって、いい草をつくって、いい牛になるという、やっぱり原則に基づくような、そういった考え方になっていただきたいなと、そんなふうに思います。

いずれにしても、これは財源が必要ですので、その辺、町長の特段の目配りをお願いしたいなと思ひまして、このことについて、農協、それから普及センターの指導を得ながら、やはり一体となって取り進めていっていただきたいなと、そんなふうに思います。

そんなことで、答弁があればお願いしたいなと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいま議員からご指摘のように、良質な草を確保することが大原則と私どもも考えております。事業の影響によって草地更新ができないということで、配合飼料をどうのこうのということではなくて、先ほどからおっしゃっているような良質な草を確保するために、そういった土壌分析なりを考慮しまして、粗飼料である草の生産をしていきたいというふうに考えております。それから、運営委員会なり、いろいろな関係機関とも、そういったことに関しまして協議を引き続き重ねながら、良質な草を確保するというように考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

- 大野議員 牧場のほうについては、やはり農家のほうに支障がないようにといたしますか、
がうまくいくような形で、職員の方も一生懸命やっておられますんで、引き続きやってほしいなど、そんなふうに思います。その辺で理解をしています。

3点目の子野日公園のアーケードについてなんですけれども、桜まつり、牡蠣まつり、確かに週末にイベントがございます。とって、例年ですと、毎年と言っていいほど週末は悪天候なんですよね、意外と。昨年の秋の牡蠣まつりのときにも、最終日、たしか日曜日は雨降り、僕もたしか行ったんですけれども、雨が降っていたにもかかわらず、大型バスの来客がかなりあったんですよね。それで、やはり露店のあるところに、皆さん傘差していたんですけれども、屋根があったら、この大型バスで来た人たちは多分ツアーか何かで組まれていて、雨降りであろうか何であろうか、この日となったら、やっぱりそういう日程を組んでおられたのかなと僕はそう感じたんですよね。それで、せっかくそういうお客さんが来ているんですから、ここに屋根があったらやっぱり、言葉は悪いですが、あずましく見ていけるのかなというふうに思ったんですよね。

そういったことで、ふと思ったもんですから、こういう質問をさせていただいたんですけれども、確かにあそこは子野日公園、公園ですから、多分変な建物はつくれないんだろうな、それも重々わかっております。しかしながら、夏場だけですので、僕もやはり撤去可能な、公共事業ですから、余り簡素なものはどうなのか、僕にはちょっとわからないんですけれども、取り外し可能で、やはり雨風しのげる、最低限、法的にも満たされるようなものというのは考えられないでしょうか。

- 議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

ご質問者言われるように、去年は、トータルとしては、前年度よりもお客様が多く来ていただきました。ただ、言われたように、後半、10日、11日、12日と三連休だったんですけれども、中日が日曜日でした。この日がやはり一番、三連休の真ん中ですから、お客様が多く入り込むんだろうなということを想定しながら、観光協会、あるいは町のほうも受け入れ態勢を十分とっていたということでございます。ですが、朝からの、夕方まで雨降り、その日はトータルして8,900人の方々が来場していただいたという数字になってございます。

言われるとおり、個人のお客様であれば、その日の天気予報をごらんになって、これであると子野日公園まで行っても、ゆっくり食することができないなということであれば、前後に日にちを動かすということもあるんでしょうけれども、団体で来られるお客様につきましては、エージェントのほうで前もって団体予約をとって、バスを手配してということでもありますので、当日のキャンセルというのはまずありません。そういった部分では、どういった雨であっても、それは来られるという部分では、ご質問者言われるような屋根をつけて整備するということも必要かとも思います。

ただ、町長の1回目の答弁でもありましたけれども、それには一時的に取り外しができるようなものを考えても、やはり多くのお金がかかるという部分では、厚岸町の中でいろいろな産業振興、あるいは福祉等々いろいろな行政需要がある中で、費用対効果、

あるいは緊急性、そういったものを加味しながら優先順位をつけて事業を行ってきているという中では、こういったところに先行して投資するという状況にはないということでお話をさせていただきました。

また、春先にある桜・牡蠣まつりであれば、桜を觀賞しながらということもあるでしょうけれども、特に牡蠣まつりにつきましては、厚岸に来られて子野日公園にある売店、あるいは町内で売られているところから購入をしながら、子野日公園のほうでシート等を広げて、焼きガキだとか、厚岸でとれる海産物を皆さんで焼いて味わって楽しむというお祭りでございます。ですから、基本的には、あそこの会場の中で物を買って帰っていただくということも、町の経済としては大事なことでありますけれども、お祭りの趣旨としては、そういったひとときを厚岸の自然に恵まれた中で体感していただくという趣旨からしても、お祭りのほうにつきましては、公園の中での、皆さんがくつろげるような整備につきましては、これまでも排水の整備であるだとか、整備を進めてきているという趣旨で今進めております。

最終的にはぐるっと回って同じような回答で、事業の優先順位等を見れば、まだこちらのほうに早急に整備に向けて取り組むという考えには至らないということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 課長おっしゃっていたこともわかるんですけども、確かに桜・牡蠣まつりは9日間で、秋の牡蠣まつりは10日間で、19日間開催され、それもわかってはいます。ただし、昨年の日曜日の雨天時に8,900人来られたと言っていましたけれど、やっぱり8,900人ってすごい数なんですよね。僕にしてみれば、いや、すごい人だなと思ったんですよ。

これで帯広の商店街とか札幌の狸小路みたいな屋根をつくれとは言いませんけれども、やはり逆手にとると、個人のお客様にしても、あそこへ行ったら屋根があるから雨降りでも全然関係なく行けると思うと思うんですよ。そうすると、雨降りであろうが何であろうが、予定を立てるときに、三連休の初日に行こうとか、いろいろ考えるんですけども、そう思ったら、あそこへ行けば絶対雨降りでも大丈夫と思えば、多分来るんじゃないかなと。だから、平均して来客数が安定するといいますか、言い方はちょっと悪いんですけども、やはり望めるんじゃないかなと思うんですよ。

多額の費用がかかるのもわかるんですけども、どうやっていいのかあれなんですけれども、やはりそういったことを少しでも前向きに考えて、何年かかかってでも、そういった発想の転換といいますか、整備を考えるべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 厚岸の町の中で、観光の部分では大きくお祭りは3つあります。桜・牡蠣まつり、あやめまつり、牡蠣まつりということでもあります。そのうち、特に春の桜・牡蠣まつりと秋の牡蠣まつりは、多くのお客様に来ていただいて、厚岸の味覚を

味わっていただいていると。なおかつ、牡蠣まつりにつきましては、道内各地から、多方面から厚岸に足を運んでいただいているというお祭りで、全道の中でも大がかりなほうのイベントだろうなというふうに認識してございます。

そういった中で、観光協会が事業主体となりながら、町も共催という立場でそこに介入しながらイベントを進めてきているわけでございます。

ただ、あそこの子野日公園の会場だけで来られたお客さんを充足させるという意味では、取り組むべきではないというふうに思ってもおります。質問議員も十分ご承知だと思いますけれども、厚岸の町の中に来られて、そういった多くの方々が町の中に来られることによる町内全体への波及効果という部分では、一方、そういう天気が恵まれないときには、実際として、子野日公園には来ますけれども、ゆっくりできないとなると、町内の飲食店のほうに多くの方々が流れていって、町の経済には逆に天気よりも雨のほうがいい分野も一面ではあります。全体としては別ですけど。

そういったことを考えながら、町としては、子野日公園で完結するという部分ではなくて、町内全体に対する経済効果も加味しながら観光振興というのは図っていかないといけないだろうなと思いますし、先ほども言いましたけれども、いろんな行政需要がある中で、そういった全体的な費用対効果も見きわめながら整備を図っていく必要性というのはあるんだろうなということでございますので、ご理解いただければと思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 課長、うまい答弁をするなど今感心していたんですけども、確かに、子野日公園、桜を見に行き、雨降りならすぐ帰ってきて、多分、直売店ですとか、コンキリエへ行ったりするんですよね。それはわかります。町の中の飲食店も、出店している人はそこで売り上げが減っちゃうかもしれませんけれども、飲食店の方はまちなかでやっぱり営業していますので、そちらのほうへお客さんが来て、経済効果はあるといえはあるんですけども、それはそれとして、雨降りではよかったねと言う人は多分だれもいないと思うんですよね。

それで、コンキリエとかのことも考えておられるのかどうかわかりませんが、一応子野日公園に桜を見に行きますと、せっかくお客さんが来られるんですから、長居をしてもらう。天気のいい日はいいですよ、シート敷いて焼き肉やったりしている姿もありますからいいんですけども、やっぱり雨降り、せめて露店から物を買うとか、売店から特産品を買っていくとか、長くいることによって絶対飲食するはずなんですよ。そのほか、帰りにも漁協の直売店へ寄られるなりコンキリエの売店へ寄られるなりして厚岸の産品を買っていただく。それはもちろん結構なことですけども、やはりそういったイベント会場での整備というものを、今やれと言ってももちろん財源もありますし、景観のこともありますから、観光協会、それから実行委員会なり、町とやっぱり連携をとりながら、いろんな方法で模索していったって観光客を呼び込むような姿にしてほしいなと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

町政の大きな課題としていろいろございます。特に、先ほど来から議論がございます、何ととってもやっぱり厚岸町は一次産業の育成、酪農業の振興というものは重要な課題として認識をいたしております。それと同時に、やはりこれからは交流人口をいかに増大させるかというの大きな施策であると、そういうふうには私は認識をいたしておるわけでありまして。

そのための地域戦略が私は観光であると思っております。すなわち、地域産業として観光も育成をしていかなければならない、そのように認識をいたしております。その結果の経済効果というものは極めて大きいものがあるであろう。先ほどからお話があったとおりであります。

そのイベント会場であります子野日公園の役割も大きいわけでありまして、私といたしましても、大野議員がいろいろとご質問ございましたが、私自身も雨天時の対応を何とかしなければならぬ、そのように今考えておるところでございます。やはり来客者が来てよかった、快適な会場だ、また行きたい、そういうイベント会場にしなければならないことは当然であります。

そういうことで、いろいろと子野日公園についてはご承知のとおり整備をさせていただいたところがございます。しかし、今回の露店の並ぶ中心部のアーケードということでございますが、私は、それと同時に、全体的な雨天時の対応についてどうすべきかということも考えていくべきことではないかと思っております。

しかし、そういう中で、ご承知のとおり、一部、舞台の近くに雨天時に対応したテントも設置をさせていただいております。いろいろな方法があるかと思いますが、やはり風致景観を考え、さらにはまた財政的なことも考えながら、快適なイベント会場にしなければならない。当然のことであろうと、そのように考えておりますので、大野議員から質問のありました、私の地域戦略の一つとして、今後ともいろいろと考えていかなければならない課題だろうと、そのように私は認識をさせていただいております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 町長から今、答弁がありましたんで、一応理解はしますけれども、やっぱり前向きに、これからは、第一次産業はもちろん大事ですけれども、やはり伸ばせる要素となると観光客を引き寄せて、厚岸の経済効果、活性化を図るべきではないかなと。いろいろと子野日公園のあり方等々、整備状況を町長は考えておられると思いますんで、一応理解はしますけれども、そういったいい方向に向かっていけるよう頑張ってくださいなと思って、質問を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 以上で、11番、大野議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2項目について質問をいたします。

まず1点目は、財政運営についてであります。

1、新年度の地方財政計画の特徴と厚岸町の新年度予算策定への影響はどのようにあらわれたか、お伺いをいたします。

平成22年度政府予算は、民主党政権が最初から準備し編成した初めての当初予算であり、地方財政への対応がどのようになるか注目されてきたものであります。歳出の抑制が求められるものになっていないかどうか、住民生活に影響を及ぼすことはなかったのか、お伺いをいたします。

二つ目として、2007年以降、国の補正予算による各種交付金などを活用した事業が進められてまいりました。これらの事業は、雇用対策など継続性が必要になっていると考えますが、これらの財源見通しはどのようになっているか、お伺いをいたします。

二つ目、住宅対策についてお伺いいたします。

1、町営住宅の今後の建設計画がどのようになっているか。

二つ目として、高齢者、低所得者などの住宅改修に当たっての助成制度（住宅リフォーム制度）を、交付金を活用して創設することはできないかをお伺いいたします。

3点目として、農漁家の後継者の住宅建設に当たっての補助制度をつくることはできないかどうかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の財政運営について、初めに「新年度の地方財政計画の特徴と厚岸町の新年度予算策定への影響はどのようにあらわれたのか。歳出の抑制を求められるものになって住民生活に影響を及ぼすことはないのか」についてであります。まず、新年度の地方財政計画の特徴についてであります。

国は、平成23年度の地方財政計画規模を82兆5,000億円、前年度比0.5%、3,800億円の増とし、一方、地方の一般財源総額は59兆5,000億円、0.1%、900億円の増とし、地方財政において必要とする一般財源総額を減らさずに据え置いたことが最大の特徴としております。

この地方財政計画は、毎年度のあるべき地方行政水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減などを標準的な姿で歳出に積算し、一方では、経済の動向や税財政制度の改正などを織り込んだ歳入で計上したものであります。実際の地方公共団体の収支見込み額を推計したものではなく、客観的に国が推計する通常の行政水準における収入・支出の総額を計上したものであります。

計画歳出の内容であります。給与関係経費は1.9%、4,000億円の減、一般行政経費は4.7%、1兆4,000億円の増、投資的経費は5.1%、6,000億円の減となっており、一方、対応する町の一般会計における人件費は3.1%、約5,000万円の減、投資的経費は32.7%、

約4億2,500万円の増としております。

国においては、給与関係費は、前年度の人事院勧告に基づく給与改定、職員の定年退職や新規採用などを前提に積算されておりますが、町は国を上回る減額率であります。一方、投資的経費は、国は減額とする計画の中、町では大幅な増額であります。大型事業である学校給食センター建設事業を2カ年の継続費としての設定どおり財源を確保し、計上しております。

残る一般行政経費については、その増額分のほとんどが、いわゆる高齢者や障害者などが対象となる社会保障関係経費の自然増によるものであり、町の予算においても一般会計の扶助費の増、及び国民健康保険特別会計での医療給付費増や国・道からの交付金の減に対応した一般会計からの財源繰り入れ増という形であらわれております。

しかし、こうした社会保障関係経費はもとより、前年度補正予算で一部前倒し実施した子宮頸がん等ワクチン接種は、新年度において本格実施し、また、町単独の子育て支援策についてもすべて継続計上し、さらに上尾幌・尾幌方面から宮園保育所への通園支援策も新設するなど、こうした財源についても町の一般財源を確保し、計上しております。

国は、地方財政計画における地方一般財源総額を確保する義務があり、その保障財源として地方交付税を充てていますが、その原資の一部は特例公債、いわゆる赤字国債で賄われており、毎年度の法律改正によって措置されていることから、永続的な財源として地方に保障しているわけでないことを念頭に置き、地方財政計画を初めとする国の財政措置の動きを見据え、厚岸町の財政運営にどのように作用するかを読み解き、自立した財政運営によって町民生活に影響を及ぼすことがないように、最大限努力していく所存であります。

次に、「ここ数年の国の補正予算による各種交付金などを活用した事業が進められていますが、これらの事業の継続性が必要となってきますが、財源見通しはどのようになるのか」についてであります。平成20年度に地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金で1事業、約5,200万円、地域活性化・生活対策臨時交付金で13事業、約2億4,400万円、平成21年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金で20事業、約2億9,600万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で20事業、約1億4,900万円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業で4事業、約23億9,400万円、さらに平成22年度では、地域活性化・きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金で16事業、約1億2,000万円を補正予算計上し、平成23年度に繰り越し執行の予定であります。

これらは、すべて投資的経費、いわゆる単年度限りの臨時費としての執行であり、基本的に継続性を要しない事業であります。

一方、前年度まで複数年の継続を前提に経常経費として執行し、新年度予算案にも計上しているのが、緊急雇用創出推進事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金事業、女性特有のがん検診推進事業、妊婦健康診査臨時特例交付金事業、障害者自立支援対策推進費補助金事業であります。

これらの事業財源である交付金は3,800万円に及び、平成23年度までの臨時措置としての交付であります。事業の中には、当初から交付期間に目的を達成する予定の事業や、一方では、恒常的な執行を要する度合いの高い事業もあります。

国において何らかの交付金の継続措置がとられるよう望んでおりますが、町の一般財源をもってすべての事業の継続実施が可能かどうかの判断は、現段階では非常に難しい状況にあります。

いずれにいたしましても、大変難しい判断をしなければならない状況が待ち受けていることを強く認識して、安定的で持続可能な財政運営を推し進めていく所存であります。

続いて、2点目の住宅対策について、初めに「町営住宅の今後の建設計画はどのようなになっているか」についてであります。町営住宅の建設につきましては、厚岸町住宅マスタープランにおいて展開施策を定めており、利便性がよく、まとまりのある住民環境づくりを目標とし、平成21年3月に見直しを行った厚岸町公営住宅ストック総合活用計画により建てかえ・廃止計画を持ち、まちなか居住に向けた団地の整備として、湖南地区24戸、湖北地区8戸の計画を持っております。

その第1弾として、松葉地区に1棟4戸を建設するため、事業期間を平成22年度から平成23年度の2カ年として、平成22年度から事業に着手し、平成23年度には1棟4戸の建設を予定しているところであります。

また、第2次3カ年実施計画において、平成24年度から平成25年度の2カ年で、松葉地区にさらに1棟4戸の建設を計画いたしております。

その後、建てかえにつきましては、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の建てかえ計画に基づき、3カ年実施計画に盛り込みながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「高齢者、低所得者などの住宅改修に当たっての助成制度を交付金を活用して創設すべきではないか」についてであります。現在、厚岸町では、介護保険による住宅改修、厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金の制度があり、住宅改修の補助や助成を行っているところであります。

交付金を活用しての住宅改修に対する補助については、条件をつけた中で、社会資本整備総合交付金を活用した制度を制定している市町村もあると聞いておりますが、高齢者、低所得者などに限定した制度は実例もなく、さらに社会資本整備総合交付金も制度自体が不透明であることから、今後の状況を見ながら、補助制度についても検討してまいりたいと考えております。

次に、「農漁家の後継者の住宅建設に当たっての補助制度をつくることはできないか」についてであります。農業での後継者対策としましては、町、農業委員会、釧路太田農協、釧路農業改良普及センター東部支所とで構成する厚岸町農業後継者対策協議会で、あっせんの取り組み、農業研修や実習生の支援活動を取り組んできており、農家の生活保障を含めた対策などについては、現在、農業基盤強化資金を初めとする利子補給や新規就農者に対する固定資産税相当額の助成などを行っております。

漁業での後継者対策については、厚岸漁協や釧路地区水産技術普及指導所と連携し、漁業研修所や漁業就業者支援フェアへの参加対象者の掘り起こしに努めるとともに、漁業後継者の育成確保に期待が大きい厚岸翔洋高校に対して、引き続き生徒実習や各種の支援をしております。

また、漁業近代化資金などの利子補給制度を設け、漁業者への支援を図っているところであります。

営農施設や漁船、漁具保管修理施設など各なりわい施設に対する資金貸付や資金利子補給などは制度としてありますが、現在、国や道においては、農漁家の後継者住宅補助について支援措置はありません。

町としても、一次産業を守っていくためには、農漁家の後継者対策の重要性につきましては当然認識しておりますが、既に行っている利子補給などを継続するとともに、生産体制の強化による経営の安定を図ることが、後継者にとっても重要な支援策になると考えておりますので、現在のところ、農漁家住宅建設に限った補助制度についての対応は考えておりません。

しかし、農漁家の後継者対策につきましては、今後も関係機関及び団体と連携を図り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長のほうからご答弁いただきましたけれども、地方財政計画と厚岸町の予算なんですけど、大変厳しい財政運営で、新しい政権が変わって、政権がその目標に向かって、国でも地方でもどうやってそれを実現していくのかということが図られていくのではないのかなというふうによくの方々が期待もし、あるいは、この問題は今後どうなっていくんだろうということ、大変注目を浴びた予算、そして地方財政計画であったのではないかなというふうに考えますけれど、今の町長のご答弁にありましたように、財政規模は前年度を若干上回っているということで説明されていたと思いますけれど、これは結果的に年々伸びていく社会保障財源を見たということにほかならないのではないのかなというふうには思うんですよね。そういうことからすると、厚岸町の予算を編成する上で、大変苦労されて予算編成に当たられてきたんではないのかなというふうには思うんです。

それから、ちょっと私の指摘が正しいかどうか検討願いたいんですけど、今の説明の中で、2ページ目なんですけれど、中段にある、「残る一般行政経費については、その増額分のほとんどが、いわゆる高齢者や障害者などが対象となる」と、こういうふうには言わなければならないものなのかどうか。これでは、何か高齢者や障害者が悪いように聞こえてしまうのではないのかなというふうには思うんですよね。そのほかにもいろんな問題がたくさんあると思うんですよ。ところが、ここに高齢者と障害者だけをピックアップするということになると、やはり高齢者や障害者は生きているなということになりかねない表現を使っているのではないのかなというふうには思うんですけれど、いかがでしょうか。

そういうことの中で、大変苦労された予算措置をされたということで、私は、ある意味、厚岸町はそれなりの努力をされていたんではないのかなということを思いますし、町長の施政方針の中にも、予算が結果的には前年度の補正予算との継続された予算になっているということで、単年度だけを見る予算ではなくて、前年度の補正予算を次年度に繰り越しながら事業を進めていくという予算になっているということで私たち理解しているんですけど、今後、予算の編成の仕方がだんだん変わってきそうですよね。それで、ひもつきの補助金制度がなくなって、交付金に変わってくるということになりますと、今までそちらで頼っていた事業が今度は交付金になってしまったことによって、で

きなくなる事業等はないのかどうなのか。ひもつきを私肯定するわけではありませんけれど、実際に仕事をしていく上で、それがはじかれてしまうというようなことがないのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つお伺いしたいのは、4年前の参議院選挙以来、国会がねじれてしまっているわけですね。そういう中で、結果的にはそれが原因とは言いませんけれど、そういう中で大変厳しい状況が生まれてきて、政府は一次、二次にわたっての補正予算を行った年もありますし、去年は12月に補正予算を行っている。

そういうときに、それが特に一昨年でしたか、派遣村が、もっと前か、できるほどに雇用問題が深刻になってしまって、それでそれをどうするのかということで、正月も眠られないというような状況が続いてきて、そういう交付金なんかを活用して、厚岸町でもさまざまな事業を行ってきていますよね。それで結果的に、去年の補正予算でも同じような事業が繰り込まれて、町が臨時職員を採用するだとか、そういうことを行ってきていますけれど、やはり今、社会全体でいえば、雇用問題というのが大変な問題だと思うんですね。

それで、若者が地域で安心して暮らせる、あるいは結婚、子育てに結びついていくということを、やはりこの厚岸町でもきちんとやれるような体制にしていかなければならないと思うんですね。せっかく事業をやったけれども、単年度で、途中で切られてしまうと。3カ月、6カ月、長くても1年という雇用の形態では、なかなか若者が自立して、そして結婚もし、子育てに結びつけていくという、今盛んに子育て支援だとかいろいろなことを言われているけれど、そういうことがきちんとできなければ、やはり厚岸町の町税の増収にも結びついていかないと思うんですね。地域の活性化にもつながっていないのではないのかなというふうに思うんですが、そういう点では、今やった事業をきちんと継続、発展させると。それから、臨時で雇用した者を正規の職員として採用するというような事業が行われていかなければならないというふうに思うんですが、その点ではどうなんでしょうか。

それから、ちょっと確認したいんですが、去年のきめ細かな交付金なんですが、政府のつくった資料によりますと、厚岸町は、きめ細かな交付金で算定額が9,558万7,000円と。それから、光をそそぐ交付金は1,155万2,000円というふうになっているんですが、この事業については、全額使い切ってしまったのかどうなのか。まだ残してあるのか。その辺をちょっとお伺いしたいです。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、地方財政計画についてのご質問でありますけれど、財政規模の伸びは、社会保障関係経費の伸びにほかならないのではないかと趣旨のご質問でありますけれど、私もまさしくそのとおりというふうに思っていますし、総務省においても、そのような説明をされております。

国全体でも、当然、社会保障の財源をどうするかという問題があるわけですが、国が推し進める政策の一部は地方も負担しているわけですから、国が伸びると地方も伸びるといふ相関関係にあります。当然、地方もその財源が必要になってくるという状況にあります。

これは、ある意味では、社会的自然増という状況にあるというふうに思います。

そうした中で、町長が1回目の答弁の中で、社会保障関係経費の表現の中に、高齢者、障害者などという表現をさせていただいておりますのは、高齢者につきましては、高齢者の割合が伸びているということで、その経費が伸びています。障害者という表現も使わせていただきましたけれど、その対応も当然必要だということで、そういったものをきちんと担保する必要があるんだと、国と地方全体で支えるべきだということで、それを列記させていただいて、などという表現をさせていただきました。決して、その人たちに向かって何か表現したわけではなくて、国と地方全体でそういった人たちを支えるべき経費が自然に伸びているんだという思いを込めて表現させていただいたものでございます。

それから、厚岸町の予算への影響でございますけれど、これ、非常に苦勞いたしました。地方財政計画が出るのは、実は2月の下旬です、我々に届くのは。予算編成が始まる段階では、まだポイント部分しか我々には伝わってこないわけですし、その中でどのように我々の財源を国が担保してくれるのかということ推計立てるには非常に苦勞いたしました。

そういった中ではありますけれど、基本的には、財政運営の基本方針、一次、二次、三次ということで、今、三次が進行中ではありますが、基本的にはもう経常経費は絞るだけ絞って、削減する余力はないというのは皆さんご存じのとおりであります。そういった中で経常経費は、既存の部分は極力継続性を前提にして削減しないという、全体の話ですけど、そういった前提の中で、予算編成方針にも盛り込みながら進めてきております。

一方では、新規に対応する需要というのも当然出てきているわけでありまして、そういった町民ニーズを拾い上げる工夫もしながら予算編成に臨んで、定例会に計上提案させていただいているということでございまして、ご質問者が苦勞されたというふうにおっしゃっていただきましたけれど、まさしくそのとおりでございました。

それから、補正での対応というのは、ここ近年、非常に多くなってきております。それは、国自体が、いわゆる単年度予算ではなくて、複数年度予算的な意味合いも込めて年度途中で補正を組むと。それに対応して地方も補正予算を組んで、しかも、それを翌年度に繰り越した中で新しい年度と一緒に執行することによって、いわゆる年度の切りかえ時期も執行するというので、継続性を担保していこうやという趣旨だと思いますけれど、まさしくそれにのっかって厚岸町もやっているわけでございます。

そうした中で、新しく従来の補助金を一括交付金化しようよという動きが出てきております。新年度におきましては、まず、都道府県分を一括交付金化するというのであります。

その中身、詳細につきましては、都道府県分ですから、我々には届いてきていないんですけど、実は、その後には、平成24年度から市町村分も一括交付金化するということがもう既に公表されております。ただ、その中身の制度設計については全く示されていないわけですし、我々としても、都道府県分がどのような制度設計になるのかということが、多分、平成23年度の後半あたりにはわかるのではないかなというふうに思いますんで、その段階で、市町村分をどのように国が制度設計するのかということ情報を

集しながら対応していかなければならないなというふうに思います。

そのとき心配になるのは、我々の町が受けている補助金総額が減らされないように、交付金化になったからといって、それを圧縮されないように当然してもらわなければ町政執行には支障を来すわけですから、そういったことも見きわめながら、財政運営に当たっていきいたいというふうに思っているところでございます。

それから、いわゆる国の補正に基づきまして、雇用関係の補正予算というものを組んでおります。さまざまな分野で臨時職員を採用して、いわゆる社会全体で、厚岸町としても雇用の場を確保するという一面。それから、町民ニーズに対応するために、そういった人たちに働いていただくことによって、その人たちが町民サービスを担うという部分も当然あります。両面をもって町もその執行に当たっているわけでありましてけれど、ご質問者おっしゃるように、そういった方々が厚岸町にきちんと根づいていただいて、ご結婚されて、子育てされるという状況が未来に描けるような町になれば、本当にすばらしい町になるんだというふうに思います。

ただ、その中には、それを担う財源は、国は一時的な交付金で担保しておりますけれど、その後、町の一般財源すべてで行えるかということは、きちんとした財政運営の中で考えていく必要があります。ご質問者の趣旨は重々、我々としても理解するところでありますし、全体の財政運営の中でそういったことは当然、行政執行という部分もありますので、考えていきいたいというふうに思います。

それから、最後のご質問で、きめ細かな交付金の部分でありますけれど、これは、基本的には、ほとんどが新年度の執行という形になろうかと思えます。

それから、この機会をいただいて申し上げさせていただきますけれど、光をそそぐ交付金につきましては、実は二次配分として厚岸町に追加配分がありましたので、今定例会に追加補正予算として計上させていただく予定もございまして、つけ加えさせていただきます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、説明いただいたんですけれど、ただ、社会保障関係費の自然増については、やっぱり個別名称は、私は控えるべきではないのかなというふうに思うんですよね。そういう中でも、これじゃ、障害者だけが抜き出しされるというのは、やはり社会の中で一緒に生活するということになる中では、大変ではないのかなというふうに思うんですよ。ただ、その辺は考え方の違いもあるのかもしれませんが、私は余り使ってほしくないやり方ではないのかなというふうに思います。

それで、今、課長のほうから説明いただいたんですけれど、この問題はわかりました。それで最後に今説明された光をそそぐ交付金、これはどのぐらい追加配分があるんですか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 一次配分で光をそそぐ交付金1,155万2,000円、それと全く同額の

配分が内定してございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 厚岸町は、この目的は何にしようとしたんですか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 一次配分につきましても教育関係の予算に使いましたけれど、今回も教育関係の予算にこの配分を充てたいというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この光をそそぐ交付金で、図書館バスでしたか、予算をしたのはね。それで、国のほうでは、この事業で、町村でいろいろやっていますけれど、図書館司書ですか、そういう方々を臨時で採用した人は、通年雇用にもっていきなさいというような指導がされているというふうに聞いているんですけど、そういうものはあるのでしょうか。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） それに限らず、図書館についての資料費、あるいは図書館バス、関連するものは該当しますという言い方です。情報館の場合には、司書職を持っている人間は数人採用されていますので、今回はそれには充てていないという状況です。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それでは、一つ目終わらせていただきます。二つ目についてお伺いをいたします。

町営住宅対策のうち、町営住宅については、平成22年度、23年度で松葉、そして平成24年度、その後も松葉で予定をしているというふうに説明を今町長のほうでされました。それで、厚岸町の町営住宅の建てかえについて、その後の建てかえについては、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の建てかえ計画に基づき、3カ年実施計画に盛り込みながら事業を進めるというふうに説明されておりますけれど、町営住宅の今後の見通しなんですけれど、湖南地区24戸、湖北8戸ということなんです、これは総合計画10カ年計画の中でできる計画なのか、それとも、こういう計画をストック計画では持っていますよということなのか、その辺はどういうことなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 今のまちなかの湖南地区24戸、湖北地区8戸、これは今ご質問者のお話がありました厚岸町公営住宅ストック総合活用計画に基づいた数字であります。

今、財政的に非常に厳しい中、この公営住宅についても、ストック総合活用計画に基づき計画は持っていますが、住宅の建設費であったり、または建設をしようとする土地の買収の関係であったり、もろもろの問題があって、必ずしも今のこの計画どおりにいくかどうかというのは、ちょっと現時点でははっきりはわかりません。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今年、それから再来年で8戸しかまだできませんよね。24戸の8戸ですから、32戸。32戸できるまでといたら、2カ年、2カ年でいくと何年かかりますか。とてもじゃないけれど、もたもたすると、今お願いしたいなという人も先ほどの高齢者、障害者ではありませんけれど、要望しているうちにいなくなるということにもなりかねないと思うんですけど、これは10カ年の総合計画でやるものには組み込まれているんですか、いないんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 今の厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の中では、完成年度は平成31年度を目標としております。しかしながら、建設にかかる事業費でございますけれども、これは今の社会資本整備総合交付金事業、これを活用しております。この社会資本整備の交付金でございますけれども、これも毎年補助金の名称が変わったりしまして、非常に不安定な、不透明な交付金でございます。今これから、この社会資本がこのままの状態で行くかどうか、ちょっとその辺の状況にもよって今後の計画が変わってくるというふうに思いますので、ご理解願います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的に政府が、以前は補助金制度で公営住宅をつくってきたのが、今、補佐がおっしゃったような交付金方式に変わってくると。そうすると、その財源をきちっと確保するということになるので非常に難しいので、それを今明確に示すことはできないというふうに理解していいんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） この厚岸町公営住宅ストック総合活用計画、これについては、平成21年3月に一度見直しを行っております。これについては、おおむね5年、次でいきますと平成26年3月までに、もう一度公営住宅の状況等を見ながら、その時期にもう一度見直しを図って、将来的な計画をつくっていきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとかみ合わない点もありますけれど、もう時間もなくなってきましたから、次のほうに移りたいんですが、高齢者、それから低所得者というふうに書いているんですけど、今、私たちが厚岸町の住宅改修等で困っているのは、高齢者がいる人たちがもっとバリアフリー化したい、障害者の人たちももっとこういうことをしたいと、段差をなくしたい、手すりをつけたい、いろんなことがたくさんあると思うんですね。

それで、私も厚岸町にどんな制度があるのかなということで、厚岸町のホームページなんかを見て調べてみました。ところが、先ほど町長がおっしゃったような無料耐震化だとか、それから介護保険を使えばこういう制度があるとか、それから、補助制度は耐震化だけですよ。あと、下水道をきちっと設置した場合に資金を貸し付ける制度、そういうものがあるということは一応わかりました。

それで、住宅の改修について、リフォームについて、全国的にすごい広がっているんですよ。それで北海道内でも、36自治体がさまざまな事業を進めているんですね。それで、この近辺で言えば、根室市の住宅リフォーム資金融資保証料補助金だとか、別海町でやっている補助金だとか、さまざまな事業がこの近辺の町村でも行われるようになったんですけども、今そろそろ手をかけたいなと。だけれど、十分な資金が、全額を確保することができないけれども、それをやっていただくことによって、さらに事業を進めたいという方はたくさんいると思うんですよ。

それで、今回ペンキ塗りでも、あるいはバリアフリー化でも、この中にユニバーサルデザインだとかいろんな言葉があるんですけど、日本語でもう少しやってほしいなというところもあるんですけど、そういう事業を進めることによって、例えば屋根のペンキを塗りたいな、壁にペンキを塗りたいなということをやれば、ペンキ屋さんがそれなりの仕事を確保することができるし、ペンキ屋さんがそういうものを売っているところに行ってペンキを買えば、その商店はもうかる。波及効果がたくさんあると思うんですよ。額は小さいかもしれないけれど、そういうことをどんどんやれば、そして、最後には大工さんや職人の方々が夜にはどこかに行ってお酒を飲むと。そうすると、そこのママさんが新しい服を買うこともできるようになるのではないかということで、つながっていくというふうに考えるんですね。

そういうことを進めることを、そういう人たちだけに限ったものではなくて、町民が、十分資金ある人まで支援する必要はないと思うんですけど、やはりちょっと応援してほしいなという人たちに対する支援策を、町がしっかりと後押しする、そういう制度をつくるべきではないのかなというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 事前の通告を受けたご質問から少し拡大されたかなというふうに思いますが、「そういうことはないです」の声あり）高齢者、低所得者などのというふうに限定されておりましたので、先ほど町長から答弁をさせていただきました。

確かに、今、北海道だけではなくて、全国的に民間住宅の改修、リフォームにかかわる補助制度というのが広まってきているというふうに感じております。これは、まだ詳しく中身を分析しておりませんが、例えば補助率、それからどういうリフォームをした場合に補助をするのか、それらについて、なお精査といいますか、研究が必要か

なというふうに思います。

それで、今ご質問者が言われたとおり、建築物を建てるということになれば、大工さんだけではなくて、屋根屋さん、壁屋さん、電気屋さん、ひいては家具屋さんまで、さまざまな波及効果が考えられるということでもあります。ある自治体では、改修の数倍の経済効果があるというふうにはじき出した自治体もあるようでありまして、その制度を利用して、それは市でありますけれど、市の方が朝から殺到して、当初予算で張りつけた金額を1日でオーバーしてしてしまったというふうな情報もあるようでありますので、その辺は十分に勉強させていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 最後になりますけれど、農漁家の後継者対策の一環として、住宅建設等に当たった補助制度をつくってはどうかということなんですけれど、それぞれの農家の経営状況、あるいは漁家の経営状況によって、息子が結婚するといえば、はい、うちを建てましょうといううちもあるでしょうけれど、そういくところばかりでもないような気もするんですよ。そういう場合に、やはりできれば今の時代、離れていなくても、二世帯住宅にしたいなとか、いろんなそれぞれの要望もあるし、それから、今、新規就農者だとかそういう人たちは、いろいろな制度、ある程度のもてなしもあるわけなんですけれど、なかなか後継者については、その辺ではもっと手厚いものがあった方がいいのではないのかなというふうに思うんですけれど、そういう点では、今後こういうことを考えていくことはできないのかどうなのか、最後にお伺いして終わります。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまご質問者がおっしゃったような農漁家の後継者の住宅建設に当たった補助制度ということで、確かに農漁家の就業者、後継者の方々、それぞれ親御さんが家を持っていて、後継者たるその方々が新築したり増築したりと。ご結婚されてそういう住宅を整備していきたいということに関して、補助制度がつかないかというご質問でございますけれども、町としましては、現在のところは、そういった対応は考えておりませんが、住宅施策という大きな意味で、定住の促進も含めて、そういったことを、先ほどの副町長の答弁でもありますとおり、いろんな補助制度や補助の内容の研究が必要でありますということで、そういった意味で、大きな意味で、検討していかなくちゃならない事項であるかなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

再開を午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時52分休憩

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第 3、議案第21号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上 2 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第21号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、及び議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、その提案理由を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

初めに、議案第21号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第 1 項の規定により、これら一部事務組合の規定を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の変更の理由については、新たに広域紋別病院企業団が当事務組合に加入することによるものでございます。

なお、この企業団は、道立紋別病院の経営を紋別市外 4 町村、4 町村は滝上町、興部町、西興部村、雄武町、が行うために設立された団体でございます。

規約変更の内容でございます。

規約第 3 条の規定により、組合を組織する町村等、一部事務組合及び広域連合を定める別表第 1 に、「広域紋別病院企業団」を加えるものでございます。

附則でございます。この規約の施行日でございます。

この規約は、地方自治法第286条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等のすべての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることとなりますが、その許可を受けた日から、この規約を施行することとしているものでございます。

次に、議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてでございます。

議案書の 2 ページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するため、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自

治法第286条第1項の規定により一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議にこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約変更の理由については、議案第21号と同様、新たに広域紋別病院企業団が当事務組合に加入することによるものでございます。

規約変更の内容でございますが、初めに、規約第2条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1については、オホーツク総合振興局の項中、「網走地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加えるとともに、当該総合振興局内の団体数を「23」から「24」に改めるものでございます。

次に、組合の共同処理する事務を定める別表第2については、同表第9項中、「北見地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加えるものでございます。

附則でございます。この規約の施行日でございます。

議案第21号と同様、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等のすべての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになりますが、その許可を受けた日から、この規約を施行するものとしてございます。

以上、大変簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第21号について質疑を行います。
質疑ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第22号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。(「議事進行」の声あり)

10番、谷口議員。

- 谷口議員 この後、議案第23号、24号、25号、26号まで、指定管理者の指定についての議案がありますけれど、資料を用意できるかどうかお伺いしたいんですが、総務省が各都道府県あるいは政令指定都市等に通達を行っておりますけれども、12月28日付で総行経第38号というのを発しているんですけど、これがこちらに届いているかどうか。もし届いていれば、その内容をこちらに。都道府県からは各市町村に周知徹底するようにという内容のものなんですけれども、お願いできるかどうかお伺いをいたします。

- 議長(南谷議員) 本会議を休憩いたします。

午後1時08分休憩

午後1時09分再開

- 議長(南谷議員) 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長(湊谷課長) ただいま要求ありました資料についてでございますけれども、今用意させていただきますので、審議中になると思っておりますけれども、でき次第、用意したいと思います。

- 議長(南谷議員) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長(南谷議員) 日程第4、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長(湊谷課長) ただいま上程いただきました議案第23号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設管理は、直営管理または指定管理のいずれかを選択し管理運営することとされたところであります。

味覚ターミナル・コンキリエの施設管理につきましては、この法律の施行を受けまして、平成18年2月の厚岸町議会第1回臨時会において、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例、以下、コンキリエ条例と称させていただきますが、改正をし、指定管理者制度を導入したところであり、同年3月の厚岸町議会第1回定例会において指定管理者の指定議決を経て、株式会社厚岸味覚ターミナルを指定管理者として当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

引き続き、コンキリエの指定管理は、コンキリエ条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行うところであり、指定管理者の選定にあつては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以下、手續条例と称させていただきますが、第2条の規定では、原則、公募によることと規定されております。

しかし、株式会社厚岸味覚ターミナルは、コンキリエを管理運営するために設立された会社であり、当町も出資している第三セクターでもあります。町としましては、施設の設置目的及び本施設が当町における観光拠点施設であるとともに、観光情報の発信基地として重要な役割と使命を担っているなど、こうした状況を踏まえたときに、単なる来館者へのサービス提供等を目的とした利益のみを求める会社等による施設管理は、この施設には適しないと判断をさせていただきました。

このことから、手續条例第5条第1項第6号に規定する、本町が出資している法人への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらないで指定管理者の候補者と選定するため、同条第2項の規定により、株式会社厚岸味覚ターミナルに指定管理者指定申請書の提出を求め、平成23年2月7日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるところでございます。

議案書の記以下について読み上げます。

1、公の施設の名称。厚岸味覚ターミナル・コンキリエ。

2、指定管理者の名称。厚岸町住の江2丁目2番地、株式会社厚岸味覚ターミナル。

3、業務の範囲。(1)厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関する事。 (2)条例第8条の利用の許可に関する事。 (3)施設及び設備の維持管理に関する事。 (4)その他町長が定める業務としております。

4、指定の期間。平成23年4月1日から平成28年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、その基本協定書案を参考資料として配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第23号の説明を終わります。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 先ほど資料要求したんですけれど、まだ大分かかりますか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時15分休憩

午後 1 時16分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、先ほどお願いした資料を見ますと、本制度について今までやってきたことに対して、きちんとやられていると思うけれども、これまでの通知に加えて、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づいて助言するというふうになっているんですけれど、この通達を出さなければならなかった原因と、今回特に強調されている問題は何なのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時18分休憩

午後 1 時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

12月28日に出されました、この指定管理者の運用についてということでございますけれど、その背景、それから、その目的というご質問だったと思います。

まず、この背景にありますのは、指定管理者という制度を使って行政が過度のコストカットをしているというような実態があって、そのコストカットをされる側のほうでは、要するに従事されている方の処遇、待遇、これらが非常に厳しいものになっているという背景があって、そういうことに一定の配慮をきちっとするよというところが大きな目的ではないのかなというふうにとらまえております。

この指定管理者の運用についてということを出すときに、総務大臣は、記者会見をもって、その指定管理者の運用について適正を求めているということであろうと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで、結果的に今回、こういう通知を出していますよね。それで、今回示されているコンキリエ指定管理者基本協定の内容、これをこの通知に基づいて、それぞれすべて

をチェックされているのかどうなのか。1から8までありますよね。例えば、5の問題でいえば、リスク分担の問題だとか、そういうことがきちんとなっているのかどうなのか、そういうことを今回の協定書案のどこに、1だったら、これはきちんとなっていますよ、2だったら、これはきちんとなっていますよ、3であれば、こうなっていますよということをきちんと相互に点検し合っただけで協定書ができているのかどうなのか、それについて、もう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

総務省からの通知によります配慮でございます。この通達の中では、8項目にわたって留意事項が記載されているところでございます。大部分が制度の全体にかかわることを言われておりますので、そういった部分については、こういった事務を進める上で特に留意しながら行っているということでございます。

特に、制度全体という部分からちょっと具体的な部分でいいますと、5項目、先ほど例示でも言われましたけれども、8つあるうちの5番目の部分でのリスク、あるいは賠償責任等々の記述がございます。そういった部分では、実は最終的に指定管理者から申請書をいただくに当たって、仕様書というものを厚岸町のほうから提示をさせていただいて、それに基づいた申請書を上げていただいているということでございます。その中には、味覚ターミナルの中での運営に当たっての注意点、いろいろあるわけでございますが、その中で、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例ですとか、関連法令等々でございますが、そういったものには遵守してくださいよと。それから、個人情報保護の徹底もあります。災害、事故など緊急時対応の徹底についても仕様書の中で記載をさせていただいておるところでございます。

また、この指定管理者の議案の参考資料という形で、基本協定書の案もお手元のほうに配付させていただいておりますけれども、その中においても、第26条になりますが、そちらのほうで損害賠償等についての記述もさせていただきながら、こういった形で明確にさせていただいているということでございます。

今言ったものが5番目の部分と、それと6番目における法令等の遵守とを含めて、こういった中で行っていると。その他につきましては、全体的な制度全般にかかわる部分ということでは、こういった部分に留意しながら選定行為等を行っておりますし、最終的には、議決いただいた後の指定管理者の締結に当たっては、再度、そちらのほうも徹底をさせていただきたいというようなことで考えてございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長のほうから説明あったんですけど、リスクだとか損害賠償だとか、そういう場合の対応等について、こちらにはそれがきちんと載っているんだというようなご説明でありますけれど、そのためには、やはりその補償が必要ですよ。それで、そうする場合には、そういうものを補償する損害賠償保険に加入しているだとか、そういうことをきちんと確認できるようなものになっていなければ困るのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなっているのか。

それから、この8番目に、指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することというふうに通知ではなっているんですけど、厚岸町は今回、これも一緒にすることになるのでしょうか。もし、それを考えていないのであれば、その理由については、この通知等の関係ではどうなるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

先ほどの賠償責任等々の部分でございますが、こちらにつきましては、これまで5年間ほど指定管理者ということでの受託していただいている会社でございます。そういった部分での対応につきましては、これまでも行われてきていると。そういった保険対応等がきちんと行われてきているということでございますので、そちらの部分については確認をさせていただいているということでございます。

それと、もう一方、この8項目の最後の項目ですね。ここで、複数年にわたる場合にはということ、私どももこれが来たときに、確認をさせていただいたときに、Q&A的なものもこちらのほうは示されております。その中では、ちょっと読ませてもらいますけれども、通常、指定管理者の指定期間は複数年となりますが、協定書を取り交わすに当たり、委託料等の予算について債務負担行為を起こす必要がありますか。それとも指定は複数年でも、費用については毎年度見直しできるように弾力的な協定にすることは可能ですかというようなQ&Aの問いなんですが、それに対する答えです。指定管理者との間での締結する協定書において、委託料の詳細は別途締結する年度協定によることとすれば、債務負担行為を起こす必要はなく、毎年委託料の見直しも可能となるということでございますので、これまで平成22年度まで行ってきた年度協定を平成23年度以降も引き継いで行うということに対応させていただきたいというふうに考えておりました。（「特に、ちょっともう1回」の声あり）

●議長（南谷議員） 特に認めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 申しわけありません。

今、単年度ごとの協定と。これ、4年間の協定ではないんですか。単年度協定、毎年これ

をやることになるんですか。私は、そういうことを考えれば複数年契約になるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、上程させていただいております指定管理者の指定につきましては、5年間になります。5年間で行う基本協定というのを結ぶわけでございますけれども、それにつきましては、参考資料ということで配付させていただきました。今言っていますのは、それぞれの委託料になる部分でございますけれども、それにつきましては、平成23年度から委託が始まりますけれども、そのとき、年度協定書というのを毎年結んでございます。この基本協定に基づいた委託料については、毎年、年度協定書で更新をしているということでございます。その年度協定書に掲げる委託料につきましては、毎年3月の議会の中で、新年度予算の中で議決をいただいた額をもって年度協定の額を定めているということでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっとしり馬に乗って申しわけないんですが、今の基本協定との関係で、ちょっと確認だけしておきたいんですが、イの④ではないですかね。

基本協定でこれから5年間、指定管理者をお願いしますというのを結ぶわけですね。この後のも同じですよ。その従たる契約ということになるのかな、基本協定に基づいて、委託料については年度協定を行うわけですよ。これ、基本協定の、今ぱっと見て見つからなかったんですけど、何条に、その基本協定の中にはそれが記載されているんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この基本協定書案の第23条、指定管理費の支払いというところがあります。ここで、甲は乙に対して指定管理費の支払いをするものとし、指定管理費の金額、支払い法及び指定期日等については、年度協定で定めるものとするということに基づいてということになります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 先ほど、全体の提案理由説明のときにおっしゃっていたと思うんですが、ちょっと一部早口で十分に聞き取れないところがありましたので、これも確認するんですが、今回初めてじゃないですよ。いわば更新ですわな。

それで、これは第三セクター委員会で説明も受けたんですが、この23号議案に関しては、味覚ターミナル・コンキリエという施設を株式会社厚岸味覚ターミナルが今までの5年間ですか、管理してくださったわけですよ。委託料も毎年支払いをしていたと。その管理が適

正であったかどうかということを中心に評価して、それに基づいてもう一度お願いしますということ町長のほうは判断したわけですね。それについては、その判断を、例えば町長が独断でやるとか、そういうものではなくて、審査委員会、審議委員会と言ったかな、ちょっと名前忘れましたが、そういうものをつくって、そこで一つ一つ項目を上げて、そして点数をつけて、100点満点の何点というようなことだったと思いますが、それで十分に再度お願いするに足りるという判断をしたわけですね。そのときには、その一部には、本業についてのきちんとやっているかどうかというようなことも判断に入ると伺わせるような項目もあったと。これは、その団体、この場合では株式会社厚岸味覚ターミナルが本業のほうできちんできていなかったら、そういうところに管理だけお願いして、管理がきちんとしていても本業がぐらぐらだったらうまくないだろうという趣旨もあったんだと思うんですが、そして今回、最終的に決まったんだというふうに理解しておけばよろしいですね。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 基本的には、今ご質問者言われたとおりでございますけれども、厚岸町では、この後議案となっております、ほかにも3つの施設が指定管理者として平成18年度から行ってきて、さらに、それ以降1つふえて、今現在5つほどありますけれども、そういった施設の中でも、特にこの味覚ターミナルの部分につきましては、受託している会社は株式会社でございます。第三セクターといっても株式会社でございます。そういった意味において、営利を一部目的としているという部分もございます。それと、これまでの議会の中でのいろいろな対応、やりとりを踏まえまして、そのターミナルに今後も引き続いて5年間、委託を任せるべきかどうかという部分を最終的に町長が判断するに当たって、民間の方々、町民の方々からも意見を聞いた中で町長は最終的な判断をさせていただきたいという意を持ちまして、味覚ターミナル・コンキリエの指定管理者評価委員会なるものを設置して、そして、先ほど議員言われたような審査をしていただきながら、総合的には89.4点という評価結果に基づいて、町長のほうには今後も引き続いてやるのが妥当だろうという意見をいただいたところでございます。それを受けまして、町長のほうとしては、公募によらないで、引き続いてこちらのほうにお願いをしたいなということを思いながら、株式会社厚岸味覚ターミナル、会社のほうに、しからば業務計画等を含めて申請書を上げていただきたいというお願いをし、その上がってきた申請書をもとに、今度は役場庁舎内にあります選定委員会がありますけれども、そちらのほうで申請書の内容を1項目ずつ確かめながら最終的に判断をして、適当だという最終判断をいただいて、町長は引き続いてこれについてはお願いをしたいということで、今回の上程ということになったところでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第24号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、先ほども申したとおりでございますが、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設管理は、直営管理または指定管理のいずれかを選択し管理運営することとされたところであります。

厚岸町職業訓練センターの施設管理につきましては、この法律の施行を受けまして、平成18年2月の厚岸町議会第1回臨時会において厚岸町職業訓練センター条例を改正し、指定管理者制度を導入したところであり、同年3月の厚岸町議会第1回定例会において指定管理者の指定議決を経て、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会を指定管理者として当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

引き続き、職業訓練センターの施設管理は、職業訓練センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行うところであり、指定管理者の選定にあつては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以下、手續条例と称させていただきますが、第2条の規定では、原則、公募によることと規定されております。

しかし、当施設は職業訓練に特化した事業を行う施設であることに照らし、専門的ノウハウを持つ職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会に引き続き管理業務を担っていただくことが最善の方法と考え、手續条例第5条第1項第6号の規定により、公募によらないで指定管理者の候補者と選定するため、同条第2項の規定により、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会に指定管理者指定申請書の提出を求め、平成23年2月7日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるところでございます。

議案書の記以下について読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称。厚岸町職業訓練センター。

2、指定管理者の名称。厚岸町港町1丁目1番地、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会。

3、業務の範囲。(1)厚岸町職業訓練センター条例(以下「条例」という。)第3条各号に掲げる事業に関する事。 (2)条例第6条の利用の許可に関する事。 (3)施設及び設備の維持管理に関する事。 (4)その他町長が定める業務としております。

4、指定の期間でございます。平成23年4月1日から平成28年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することになりますが、その基本協定書案を参考資料として配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第24号の説明を終わります。

大変雑駁な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(南谷議員) これより質疑を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町職業訓練センター指定管理者基本協定書案ということなのですが、ちょっと先にお伺いします。議案第24号についての参考資料というのは、この議案が可決されるかどうか、議案が通ったときに、この案も自動的に通るようになっているのでしょうか。

●議長(南谷議員) まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長(湊谷課長) お答えさせていただきます。

この指定管理者にかかわる議決事項は、議案書のほう、4ページ目に書かれている名称、相手方等々、業務の範囲だとかでございます。そこで、それではこれを結んだ後、どういった形で具体的に受託者とという部分で基本協定を結ぶわけでございますが、この基本協定は議決事項にはなってございません。ですから、議決後、このとおりでなければならないというものではありませんけれども、当然、議案を上程するに当たって参考資料としてお示しをしているわけでございますから、よほどの間違い等々がなければ、このとおりで相手方と契約を結ばせていただきたいというものでございます。

●議長(南谷議員) 14番、竹田議員。

●竹田議員 契約を結ぶときの指定管理料についての算定方法というんですかね、適正に行われている算定方法というのを、額がどのように決められるのかというのをまず1点。

それから、議案の参考資料ということで基本協定書については、よほどでなければということであれば、前回も今回もほとんど同じということでも理解してもいいのかなというふうに思うんですけれど、その上で第6条の第2項なんですけれども、「乙は常に善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理し」、ここまでは多分、故意的に壊したり、故意的に何かを増築したり縮小したりということ、そういうような関連事項のことを言っているのかなというふ

うに思うんですけども、その後の「良好な状態に保たなければならない」というのは、例えば老朽化した場合の管理というのは、「乙は」というふうになっているんですけども、良好な状態を保てることができない老朽化についてはどのように協定されているのか、2点ほどお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

質問は2点だというふうに思っております。

まず、指定管理者の委託料になるわけでございますけれども、これにつきましては、当然、新年度ということになりますので、新年度予算のほうで提案をさせていただいている部分でございます。

これにつきましては、職業訓練センターを維持するために必要な通信費、光熱水費の係る過去5年間の平均をもってこれまでも行ってきたところでございます。全額という部分ではなくて、ここでは受託者であります厚岸地方職業訓練協会の業務のほうで行っておりますので、そういった部分を加味しながら、相手方のほうから純然たる管理にかかわる経費のほうを聞き取りをしながら、そういった指定管理に係る光熱水費と電話料、こちらのほうを委託料として算定をし、新年度予算の中で提案をさせていただいているという内容でございます。これがまず1点です。

もう1点目。基本協定書の第6条である管理物件等の部分でございます。

これは、この施設だけでございませぬけれども、指定管理ということで、管理運営をこういった団体のほうにお願いしているわけでございますが、施設は厚岸町のものがございます。それで、附帯的な部分、本体がこの使用者の責務によらないで使えない状態になったもの、あるいは老朽化してだめになったもの、これにつきましては、受託団体のほうから連絡をいただく、あるいはこちらのほうでも確認をするという作業を進めて、必要な措置があれば、町予算のほうで措置をしながら、補修等を行うということになるかと思っております。（「わかりました」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませぬか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと今のやりとりでわからないところがあつたんで、まず1つですね。第6条第2項。

善良なる管理者の注意義務をもって管理するんでしょ。だから、善良なる管理者の注意義務とは何かということと言わなければ、第6条第2項を説明したことにならんでしょ。だから、それをきちんとやっぱり説明したほうがいいんじゃないですか。

注意義務に二つありますよね、基本的に。善良なる管理者の注意義務。善管注意義務。それから、自己の物に対するのと同じの注意義務。ここでは善良なる管理者の注意義務をもって管理物件を管理しなければならないということを期しているわけですよ。良好な状態に保たなければならないというのは、良好な状態に保つよう努力しなければならないという意味

ですよね。だから、この善管注意義務って何なのかということをごきちんとして説明しないと、第6条第2項は説明したことにならないんじゃないですか。

でも、これはちょっと私の聞きたいことの本体ではありませんので、ここから本論に入りますが、議案第23号でお聞きしましたところ、過去5年間きちんとしてやっていただいたというごことの評価を、評価委員会といったかな、それをつくって評価をした上で、100点満点の89点というのは、非常に高得点をとるだけのきちんとして管理をしていたという実績に基づいて今回またお願いしているわけですね。

それで、その指定をお願いする相手方が、この施設の特殊性にかんがみて一番適当なんだということは、まさに公募をしないで町長が直接指定をするという理由ですよね。ですから、これは議案第23号においても、議案第24号においても同じだと思うんです。

それで、今の説明の中で、23号のときにはそういう評価をきちんとしてやったんだという話があったんですけども、24号についても同様の手続をとって、この5年間の管理の状況についてきちんとしてやっていただいていたということをご評価した上で、今回この指定を行ったというふうにご理解してよろしいですね。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

まず、一つ目、第6条第2項の善良なる管理者の注意のもとでという部分でございます。これにつきましては、受託業者が受けるに当たっての仕様書等々も町からもお示しをさせていただき、そして、施設の条例に基づく目的が定めてございますけれども、それを履行するに当たって、受託業者のきちんとして注意のもとに管理運営をしていただく。そうした中において良好な状態に保っていただきたいという部分でございます。

ですから、適切な施設の目的をするために、良好な状態での管理運営をお願いしている部分でありまして、先ほど質問にあったような老朽化だとか、あるいは、ほかからの物的な何かの原因があって、そういった状況ができないようなこと以外を言っているということでございます。

ですから……（「だめだ、そんな話では。注意するのは当たり前なんだもん。自己の物にするのと同じの注意義務だって、善管全館注意義務だって、注意することには変わらないんだもん。注意義務の軽重について差があるんだ」の声あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時08分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 何度も貴重な時間を費やして申しわけございませんでした。

善良なる管理者の注意をもってということでございます。これにつきましては、民法第400条の条文にも由来するということでございます。きちんと確かめますと、例えば、他人から借りたり預かったり管理を任されている受任者が受託した事務を処理するに当たり、職務上、社会通念上、客観的に期待される程度の注意をもって取り扱うことを求められることをいうということでございます。うる覚えの中で、あいまいな答弁をいたしまして申しわけありませんでした。

それと2点目の、味覚ターミナルの公募によらないでということでの進める際に当たって、評価委員会たるものを立ち上げ行っているけれども、この職業訓練センターのほうにつきましても同じような手法をとったのだろうかということでもございました。

実は、この公募によらないという部分では、先ほども説明させていただきましたが、手続条例の中で、こういったものについては公募によらないでという取り扱いもございます。そういった中では、公共的団体であって云々というのがあるんですが、この職業訓練協会につきましては、職業訓練法、当時でございますけれども、現在は職業能力開発促進法というんですが、これによる認定職業訓練、その他の職業訓練に対して必要な業務を行うことにより、職業人として有意な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的に、昭和48年に北海道知事から認可を受けて設立された公益法人であります。かつ、営利を目的とせず、公共的な活動を営む団体ということで、行政実例から公共的団体ということで私どもも判断をさせていただきました。

そして、また、厚岸町内において、厚岸町職業訓練条例の規定する設置の目的、事業を効果的、継続的にできる団体というのは、厚岸町内にはただここだけだという判断をもって、こちらのほうを公募によらないで、公共的団体ということで指名をさせていただきたいという結論に至ったわけでございますが、ただ、毎年の評価の部分につきましては、基本協定に基づいた報告が毎年この団体からも来ております。

そういった報告内容を毎年点検しながら行っているという中で、この職業訓練協会が行っている管理業務がこの5年間適切に行われてきたという判断をさせていただいて、味覚ターミナルで行ったような評価委員会の立ち上げは、こちらのほうで行わなかったということでもございます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 決して、今、職業訓練センターの指定管理者がいいかげんな管理をしていたなんていう意味で言っているのでは全くないですからね。その点は誤解しないでくださいよ。全く手続的なことだけ聞いているんです。

今話を聞いていますと、どうしてここにお願いするに至ったか、公募をしないで至ったかという経緯については、私も理解しているつもりですので、その点は今もうこっちへ置きます。その点は納得していますから。

それで、毎年、管理報告が来ていたわけですね。それを読むというと、きちんとやっていることはよくわかったんですね。味覚ターミナルのときも毎年そういう管理報告は来ていな

かったんですか。それを読んだらちゃんとやっているということも、少なくともその文面からわからなかったんですか。恐らく同じだと思うんですけどね。

どうして味覚ターミナルときだけ、そういう審査委員会を立ち上げて、こっちのほうは立ち上げなかったのか。これはやっぱりおかしいんじゃないかと。やるならば、全部同じ手続でやればいいんじゃないですか。ということなんです。それが何か、味覚ターミナルのときだけは審査委員会も必要で、こちらのほうでは必要でないというのは、これは、そんなことがないから言うんですけれども、味覚ターミナルには何か問題でもあったのかなど。この部分だけ見た町民は思いますよ。これはやっぱりおかしいんじゃないか、そういうことなんです。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 議案第23号並びに議案第24号の関係でございますが、私から説明しなくてもご承知のとおりと思いますが、株式会社厚岸味覚ターミナルは、私が社長でございます。町長が社長ということになっています。それから、一方、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会は、別人が、団体、公益法人の方が行っておるわけでありまして、

そこで、私といたしましては、味覚ターミナルにお願いするに当たり、社長が町長をやっている、しかしながら、運営上は民法上における双方代理をもって行っておるわけでありまして、そういう中で、過去5年間の指定管理者として、社長としては、立派にやってきたと、その責任を負ってきたと思っておるわけでありまして、新たに指定するに当たりまして、やはり第三者からのご意見も当然必要であろうということで、評価委員会を設けていただいて、いろんなご意見を承ったと。その結果、さらに指定管理者として妥当であろうという判断をいたしましたわけでありまして、そういう点で、先ほどの議案第23号については、味覚ターミナルに、町長が社長であります、そういう機関を設けて最終的に判断をして、指定管理者をお願いしたということでございますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 町長のこの場合はという、その気持ちはよくわかります。私がもし、私は町長じゃありませんけれども、そういう立場になって両方を兼ねるとすれば、やはりそのときはというふう考えるのは、これは当たり前だと思いますので、それはよくわかります。

ただ、手続ということになりますと、そういうものを離れてやはり考えていかなきゃならない部分があるんじゃないかと思うんです。今、これがこういうやり方でやったからいいの悪いのという話ではないんだけど、手続的にはなるべく同じにしていくという、そのことが大事だと思うんです。それであるならば、今回、味覚ターミナルでもって、そのような審査委員会のようなものをつくってやったことは非常にいいことだと思うんです。

ちょっと三セクの委員会のときには、議論の中で、管理のことだけの話なのか、経営の話なのかちょっと混乱するようなところもあつたりはしたんですが、それはちょっとこっちへ置きまして、やはり指定管理者を公募でないという原則にはならない形でやるわけですか

ら、それだから、この指定管理者を指定することは非常に適当なんだという、まず理由づけが要りますよね。そして、5年間終わって、またお願いするに当たって、非常にそのとおり適当だったんだからという、また理由づけが要りますよ。そのときに、単に町長ないし町長の関係の役職の方だけではなくて、一般町民の中から、それに対する評価をするという委員会をつくるというやり方は非常にいいと思うんです。

それならば、今後に向かってご検討いただきたいのは、全部にそれをやればいいんですよ。やって悪いこと何もないわけですから。そうすると、より指定管理者として指定を受けて5年間やってくれた方ないし団体は非常によかったんだということが客観的にも証明できるわけですよ。ですから、それについては、今後、そのような方向で検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 指定管理者を選定するに当たりましての手法についてのご意見かと思いますが、いろいろな方法があろうかと思えます。いわゆる公の施設に対しての指定管理でありますので、公益性にふさわしいのかどうか等々もあろうかと思えます。

しかし、その指定管理者の公の施設が、その手法について、どのようにすべきかについては、先ほど室崎議員からご指摘がございましたとおり、今後のまた改定もあることでございますので、それを参考意見として、これからも検討をさせていただきたいと、そのように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。（「結構です」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第25号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第25号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書5ページになります。

さきに審議いただきました議案第23・24号 指定管理者の指定についてと同様に、平成18年度より厚岸町生活改善センターの施設管理に導入いたしました地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく、本議案を提出するものであります。

厚岸町生活改善センターの施設管理につきましては、平成18年2月の厚岸町議会第1回臨時会において、厚岸町生活改善センター条例を改正、指定管理者制度を導入したところであり、同年3月の厚岸町議会第1回定例会において指定管理者の指定議決を経て、厚岸町商工会を指定管理者として当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであり、引き続き厚岸町生活改善センターの施設管理を厚岸町生活改善センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則、公募によることと規定されておりますが、厚岸町生活改善センターについては、これまでの管理委託や指定管理者における実績等を勘案し、厚岸町商工会に引き続き管理業務をしていただくことが最善の方法と考え、手續条例第5条第1項第6号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらないで指定管理者の候補者と選定するため、同条第2項の規定により厚岸町商工会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、平成23年2月7日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるところでございます。

議案書の記以下について読み上げさせていただきます。

1、公の施設の名称。厚岸町生活改善センター。

2、指定管理者の名称。厚岸町港町2丁目49番地、厚岸町商工会。

3、業務の範囲。(1)厚岸町生活改善センター条例第7条の利用の許可に関すること。(2)施設及び設備の維持管理に関すること。(3)その他町長が定める業務。

4、指定の期間。平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に、議案第25号参考資料として、厚岸町生活改善センター基本協定書案を配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 生活改善センター指定管理についての、これも同じく参考資料の中でいろいろ書かれているんですけども、委託料の算定方法を教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 生活改善センターにつきましても、委託料につきましてもは年次協定の中で協定をいたします。その際、予算に当たりまして、基本的に前年度の実績をもとに委託料を決定させていただくこととなりますので、その間の見積書提出を求めまして決定しているということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 随分不親切な答弁ですよ。年次協定と言ったけれど、これには年度協定と書いているんですよ。それと、内訳を聞きたかったんだよね。ちゃんと答えてほしいな。お願いします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 申しわけございません、不親切で。

まず、委託料の決定につきましては、前の議案にもございましたように、年度協定で定めることとしてございます。その定める際の委託料につきましては、生活改善センターの場合は、人件費が主なものでございます。管理委託にかかわる人件費、それにかかわる福利厚生費、それから維持管理をするための消耗品費、燃料費、光熱水費、通信費、清掃委託料、レンタル料、家屋費という内訳の中で見積もりをいただきまして、予算措置をしているところでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 議長、済みません。これを聞くために先ほどの議案第24号にちょっと戻るところもあるんですが、お許し願いたいと思います。

議案第24号の訓練校のほうの指定管理委託料では、通信費と光熱費の5年間の推移を見て委託料を算定してお願いしているということでもあります。訓練校の場合も、人件費も、清掃費も、レンタル費も、福利厚生費もかかってくると思うんですが、この委託料にあつての差別というんですかね、それはどのようにして決めているんでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほど議決いただいた職業訓練センターの指定管理にかかわる委託料の部分でございますけれども、これにつきましては、毎年度、先ほども言った年度協定を結んでいるわけでございます。それで、毎年、職業訓練協会のほうから、来年度につきましてもこういった金額の部分の指定管理者料としてお願いしたいというようなお話もあつて、これは過去、指定管理者制度になる前から、実は厚岸町から職業訓練協会のほうにお願いをさせていただいてきてございます。そういった過去のこれまでの実績を踏まえて、平成18年度からの指定管理者料につきましても検討をさせていただいてきているものでござ

います。

そういった中で、従来からそういった光熱水費、電話料の積算額をもって町のほうにお願いをしてきていたという経緯をもって、平成18年度以降の指定管理者に当たっても、団体のほうとしては、そういった過去の実績を踏まえた項目の中で町のほうに助成をお願いできれば、あとについては協会のほうでやっていくということで委託料については算定をしているということでございます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 生活改善センターにおきましては、実は、この平成18年の指定管理者に入る前から、管理委託というものをしておりました。そのときは、あくまで人件費の部分だけの委託でございましたが、指定管理者ということになれば、先ほど言いましたように施設管理全体の委託ということになりますので、従来、町が負担しておりました、さまざまな燃料費ですとか光熱水費、これらも含めた中で、かかる経費を委託費として加え、委託しているものでございます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時31分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

14番、竹田議員。

●竹田議員 済みません。これで終わらせていただきます。

要は何を聞きたいかという、管理委託料を決定するときに、平成18年前からとり行われている部分も確かにあったと思います。がしかし、平成18年に指定管理という制度が設けられたときに、片方についてはこれを求める、片方については求めなかったという部分については、指定管理をするに当たってのお願いをされるされないというよりも、そこにはっきりとした決め事というのが、指定管理の協定書の中にはそういうものはうたわれているけれども、互いに甲と乙の中については、管理する側、管理してもらう側において、指定管理を受ける者として、または管理してもらう甲と乙の間に協定する算定方法とかの部分について、今聞いた中では余りにも差があり過ぎるのではないかというふうに思うわけですね。

これは、求められるからそうしない、求められるからそうしたというふうになると、そこに差別感が生まれるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺について、今後見直すということも示唆をされて、考え直すべきというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から概要だけをお話しして、それぞれ担当課から詳しくお話を承りたいと思いますが、ご承知のとおり、甲の設置の目的がそれぞれ違うわけでありまして、ですから、指定管理者をお願いするに当たりまして、その目的に対してのお願いということに相なりますので、今言いましたとおり、それぞれの内容も異なる場合もあるということについてはご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 最初に私のほうからお答えさせていただきますが、そもそも職業訓練協会につきましては、先ほども説明させていただきましたが、昭和48年に北海道知事の認可を得て設立した団体でございます。その設立趣旨も、認定職業訓練を行うことを目的にして設立された団体と。従来、その業務を行うためにあの施設を使ってきたわけでございますけれども、それには当然、そちらを運営するための人件費が必要なわけでございます。そもそもの、その団体の業務を運営するために必要な人件費というものが従来から措置をされていたということでございます。

平成18年まで、過去の部分も業務委託という形で、職業訓練センターについては委託行為で行わせていただきましたが、その際には、当然そういったそもそもの目的の違いがあって、人件費部分については、その職業訓練協会の本来の業務を行うための人が必要だということでの、その合間を見てというか、その方々で対応しているのもあるわけでございますけれども、あえてそういった人件費については求めないという趣旨での団体のほうからの要求もございましたので、従来、平成17年以前からのそういった委託料を踏襲する形で、平成18年以降の指定管理についても行っているという、職業訓練センターのものはそういった趣旨でございます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 生活改善センターでございますが、先ほども申し上げましたように、平成18年まで行っておりました管理委託につきまして、法律の改正によりできなくなったということで、指定管理者制度を選択させていただいたわけですが、その際、管理していただく側にとりまして、赤字を出してまでの管理ということはお願いできることではございませんので、当然、それにかかる経費につきまして、お互い協議の中で今まで決定させていただいてきているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 物件等の管理についてちょっとお尋ねしたいんですが、生活改善センターのいすだとか机だとかたくさんありますよね、あそこにはね。それで、町の行事等によっては、あのいす、机等を有効に利用するために持ち出して、どこかで利用するということが今までたびたびあったように思うんですが、そういうものの貸し出し等が行われる場合には、き

ちんとチェックするような体制で行われているのかどうなのか。ただ何脚借りたよとかという形で持っていくのか、それとも、管理者がきちんといちいち対応して、その物件は傷んでいるか傷んでいないかきちんと確認しながら持ち出しているのか。あるいは、返ってきたときに、それが貸し出しをしたときと同一の条件で返ってきているのか。そういうことをきちんとチェックするような体制ができているのかどうなのか。

それから、コンキリエの協定書では、物品いちいちについてきちんと一覧表がありますよね。ところが、この生活改善センターについては、そういうものが一つもないんですよね。それで、そういうものを管理する場合に、例えば、あそこ大会議室というのか大広間というのか知りませんが、あそここのステージの下には、いすは何脚あります、あるいは、机はこういう机が幾つありますと。2階にはどういういすがあって、どういう机があってということのきちんとしたものが必須ではないのかなというふうに思うんですが、そういうものをきちんと管理しながら貸し出し等が行われているのかどうなのか。そして、貸し出し等を行って、もし途中で破損した場合は、だれが修理、あるいは新しいものに買いかえる等の責任を持つのか。そういうことがきちんとされているのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 備品のお話でございます。

ご質問者から予算の段階で一度ご指摘を受け、実は、昨年、一昨年と備品を整備し直してございます。これに至るまでの経過につきましては、やはり今ご指摘のあった部分が少し不十分だった面が実はあったのかなと思いますし、ただ、はっきり言えないのは、かなり長い間の中で、建設当時の備品でございますから、どこの時点でどういうふうに破損していたのかということがわかりませんので、そういう状況もはっきりした原因がつかめなかったわけですが、今回、使えない備品、机、いすについてもそうですけれども、はっきり仕分けさせていただきましたし、それから使えないものに対して新しく補充もさせていただきました。

今現在は、それらを区分いたしまして、その管理体制についても指定管理者に対して、先ほどご質問者おっしゃいましたように、貸し出しの際、それから返却の際、これの確認をしていただいているところですし、その破損が明らかにわかるような部分については、当然、その理由を調査した上で、その原因者に対して請求することになろうかと思っておりますけれども、今現在については、そのような形で新しく備品を入れかえた部分もございますので、きちっとした管理体制の中で管理をしていただけるように今の体制をとっているところでございます。（「備品台帳については」の声あり）

備品につきましては、指定管理者の仕様書の、私どもで出す段階で備品の内容、それから設備の内容を記載した表がございます。それと、生活改善センターには備品台帳を備えてございますので、それとの突き合わせの中で管理をしているということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長のお話では、きちんと管理されるような体制に今はなってきたというふうに説明されたと思うんですけど、ただ、少しの数の備品ではありませんよね。それで事業によっては、一気にそれを運び出し、あるいは一気に返却という場合に、いちいち管理者の方々がそれを一つ一つチェックをしていくということはなかなか難しいのかなというふうに思いますけれど、やはり移動する場合には、どうしてもそういうものがあることを予想しながら貸し出し等を行っていかねばならないと思うんですね。ですから、利用されている方が逆に持ち出しをした場合には、きちんと報告をされるような仕組みをつくっていただかなければ、どこか壊しても、たくさんあるやつに紛れ込ませて知らんふりをされるということでは、後になって、実際使うときに何脚あるはずだと。ところが、そのうちの何脚かは使えないというような状況になっては困ると思うんですね。そのあたりは、きちんと行うような状況にしていっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの総務省自治行政局長の通知の中で、課長は、指定期間は複数年にわたるけれども、契約は一年一年やっていくんだというような説明でしたよね。そういう場合には債務負担行為をしなくてもいいんだというような説明でありましたけれど、それでは、何で今回こういう通知をしなけりばならなかったのか、その辺はどういうふうに考えていますか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどの一番最初の部分だったので、私のほうからちょっと。

はっきり総務省がどういう意図でこういった項目を出したのか、ちょっとあれなんですけど、基本協定という形で5年間の契約を結ぶと。ただ、委託料については、年度協定を結ぶ場合には債務負担行為は要らないという解釈でございます。逆に返すと、基本協定の中で、各年度の委託料を幾らにするというような明示をする場合には、債務負担行為が必要になるのかなというふうに理解をしているところでございます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 備品の取り扱いについてのご質問でございましたけれども、一番備品の損傷のもととなった場外の貸し出しについて言えば、今現在、実は二つに分けています。貸し出し用と、よっぽどのがない限り貸し出さないというようなことで区分けして維持、延命を図るという方法もとってございます。

なお、貸し出しにつきましては、当然、数量その他が入ったものを受け取りながら、返却の際にそれを返すというような手続の中で確認させていただいているというところでございます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時47分休憩

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） 書面をとというのは、貸し借りの確認については借用書をとった中で、戻してもらうときにもそういう形で確認しているということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 備品の管理については、言ってみれば、モラルの問題が一番大きいと思うんですよ。それをきちんとやっていただければ私はいいと思うんですけど、ただ、それがある程度いいかげんになっていた部分も今まではあったんでないのかなということで、たびたび指摘するんですが、その点についてはよろしくお願ひしたいと。

ただ、今回の通知について、私さっきから聞いていて、これをきちんと理解をされた上で今回の議案になっているのかなということでは、非常に疑問を持つんですよ。それと、やはり意図がわからないのに答えを出すということをするほうも変ではないのかなと。やっぱりこの意図は何だったのかということを理解した上で答弁されるのが本当ではないのかなと。推計では私は困ると思うんですよ。自分で勝手に理解をして、それをこの通知の内容だと言われるんでは、私は町民に対して、それでは何と説明すればいいんですか。大体そういうふうと思うからということで説明はできないと思うんですよ。

それから、こういう文書なんですけれど、ここの宛名は都道府県議会議長ですよ。それから、政令指定都市の市長、議長あて。それで下のほうに、各町村に周知徹底をするようにというような、徹底までは書いていませんけれど、通知するようにと。これ、議会にもこういうものは回してくれてもいいんじゃないのかなと。ほかのところは、大きいところは、議長に直接行きますけれど、町村には来ているのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 私は見ていません。

副町長。

●副町長（大沼副町長） 債務負担行為に関する部分について、私のほうからご答弁を申し上げたいと思いますが、今回この総務省の自治行政局長の通知、これは、目的といいますのは、地方自治法が改正になって、今まで公の施設というものは公共団体、それから公共的団体、それから第三セクター、ここに管理運営を委託することができるという規定になっておりました。それが、平成15年の地方自治法の改正で、そこに民間、いわゆる株式会社等々の民間が公の施設の管理運営をすることができるように改正になったわけでありまして。

そのときに、私企業に対して、我々自治体のほうからコスト削減を、むやみやたらにこうせあせせというように公権力みたいな行使をしてやるということがないようにとい

うことが、先ほど私が一番最初に答弁させていただいた、指定管理者制度というのはコストカットの道具ではないよと。そういう意図でこの通知がなされたものだというふうに解釈をしております。

そこで、債務負担行為であります。債務負担行為というのは、予算単年度主義の例外規定であります。ことし、例えば平成22年度で契約したものを、平成23年度、24年度、25年度というふうにして翌年度以降に債務が発生するという場合に、その上限額、これを議会の議決を今までも求めていたわけであります。

ここでこういうふうに通達を出されたということは、私企業に対する契約規範がはっきりしているのであれば、できるだけそれを保障してあげなさいという意図だろうと思います。

今、厚岸町が今回4つの公共施設に関する指定管理者を、相手方として議決をいただいておりますけれども、この機関というのは、いわゆる一般的な営利を目的とした企業等ではありません。公共的団体、あるいは町が2分の1以上出資している第三セクターの相手方でありますから、しかもなおかつ、その契約金額、これは毎年、前年度等の実績を踏まえて双方協議して、それを定めているということでもありますから、そういう場合については、債務負担行為の議決は必要ないだろうというのは、これは総務省の見解であります。それに従って今回その措置をとらせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 私のほうからは、議会のほうにも、このような通知があった場合にお知らせを願いたいということでの質問に対してご答弁申し上げます。

平成22年12月28日付、北海道釧路総合振興局地域政策課長名で各担当課長あてに、「指定管理者制度の運用について」という表題で、「このことについて別添のとおり、総務省自治行政局長から通知がありましたのでお知らせします。つきましては、議会事務局への周知をお願いいたします」という文書が来ております。

その文書につきましては、議会事務局のほうへ供覧として、合議として回してございます。まことに言いづらいことではございますが、そのようになってございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

再開を午後 3 時30分といたしまして、本会議を休憩いたします。

午後 2 時57分休憩

午後 2 時58分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第 7、議案第26号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第26号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書 6 ページになります。

さきに審議いただきました議案第23・24・25号の指定管理者の指定についてと同様に、平成18年度より山の手会館やまびこ'05の施設管理に導入いたしました、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく、本議案を提出するものであります。

山の手会館やまびこ'05の施設管理につきましては、平成18年 3 月の厚岸町議会第 1 回定例会において指定管理者の指定議決を経て、山の手自治会を指定管理者として当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年 3 月31日をもって満了となるところであり、引き続き、山の手会館やまびこ'05の施設管理を指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則、公募によることと規定されておりますが、当該施設については、協働のまちづくり事業のモデルとして管理運営費用を地元自治会が負担する提案を受け、建設した経過であり、手續条例第 5 条第 1 項第 6 号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらないで指定管理者の候補を選定するため、同条第 2 項の規定により、山の手自治会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、平成23年 2 月 7 日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されたので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるところでございます。

議案書の記以下について読み上げます。

1、公の施設の名称。山の手会館やまびこ'05。

2、指定管理者の名称。厚岸町山の手 1 丁目 1 番地、山の手自治会。

3、業務の範囲。(1)厚岸町住の江山の手地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関する事。 (2)条例第7条の利用の許可に関する事。 (3)施設及び設備の維持管理に関する事。 (4)その他町長が定める業務。

4、指定の期間。平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に議案第26号参考資料として、山の手会館やまびこ'05基本協定書案を配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 今回の説明の中にもあったとおり、協働のまちづくりのモデルになる会館と。先に3件審議してきたんですけれども、この件だけは、さきの指定管理とはちょっと異なるというか、いわゆる、その地区に住んでいる住民の身近なものと。さきの3件についてはそれぞれ特徴があってというか、そういう意味で、これは本当に地域の住民のモデルになりそうな集会所の指定管理だなというふうに私は感じます。

そこで、この5年間やってきて、ほかの集会所の管理をお願いしているのと比べて、どのような受けとめ方というか、評価の仕方ですけれども、どのようにこの5年間、指定管理者を委託した側としてどのような評価をされていますか。

それが1つと、住の江山の手自治会が、私は今までの情報を聞いている限りでは、評価はいいというふうに思っているんですね。そういう意味では、これからつくられるという宮園鉄北の集会所なんかも、こういう形でいけないかなと私は思うんですが、これはまだ建っていませんし、これからの検討になるわけですけれども、それとこれを比較しながらというか、モデルにすると、そのこともあり得るのかなと思うんですが、その点についてどうなのか。

それから、今、3の業務の範囲の中で、厚岸町住の江山の手地区という名称が入っていますが、今ではもう厚岸町山の手で地域的な表示ができるというか、わかるのではないのかなと思うんです。今提案された厚岸町住の江というのは、これはもう条例からして取ってもいいんでないのかなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

まず、1点目、5年間の山の手自治会の指定管理の評価ということでございますが、何より町が管理費をかけないで実は管理していただいているという中では、やはり理想な形であろうというふうには考えてございます。過度な住民の負担というものが無いという前提のもとで進められている現状ではないかなというところでは、評価に値するものだというふうに考えておりますし、まことにありがたい話だというふうに考えてございます。

2点目の、そういった意味で他の自治会への、これからの指定管理者制度の移行についてということだと思いますけれども、実は、町政執行方針の中にもございましたように、今後

やはり各自治会への、指定管理者について打診を、協議をさせていただくということでございます。

本来、この指定管理者制度というものの一番のねらいは、行政サービスの質の向上というところでございます。ともすれば、画一的で規則とかいろんなものに縛られた中で公の施設の利活用を制限されている部分もございまして、やはり地域住民が自由に使えるというような、住民の皆さんの満足度を上げるといいますか、そういった面では、やはり指定管理者の部分について今後とも協議していきたいと。

ただ、今回の山の手のような全面管理委託費を町からの負担なしでさせていただくというのは、かなり難しいことだと思います。当然、維持管理費については町が持つ中で指定管理の委託を進めていくことになるのかなというところで、その辺も含めて、今、実は宮園集会所、それから今後ほかの地域とも協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

3点目の住の江山の手集会所という条例ということになってございますけれども、この住の江山の手という名称は、もとからこの住所ということではございませんでした。便宜上、この集会所が位置する自治会といいますか、地域の名称として条例を制定させていただいたところでございます。

したがって、字名改正の段階で、実は集会所の位置の改正をしております。たしか平成19年の際に位置を変更させていただきました。ただ、その際も、そういう事情の中で、条例自体の名称を変更してこなかったと。特にその必要もなかったものですから、運用上特に支障になるものがなかったものですから、現在に至っておりますけれども、この点につきましては、私どもも実は検討に値するというようなことでとらえているところでございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私も何回か山の手集会所をお借りしたことがあるんですが、今、課長が言っていましたように、今まで住の江町もそうだったんですけども、役場のものだという施設の考え方、地域の皆さんがですね。ですけども、山の手は、自分たちが出し合っというか、自分たちの城というのか、そういうちょっとニュアンスが違うんですね。これからの時代は、やっぱり公のものであるけれども、使っている皆さんも、また利用される方も、自分たちの大事な財産だという意識がちょっと芽生えて、そここのところが違うなという気がしたんですね。

ですから、これからの、今ほかの地区集会所もそういう形で、困難さはあるけれども、工夫しながらかかる経費を見ながらとでもお話しのようにですけども、ぜひそういう意味では、いい意味での委託になるのではないのかと。ほかのものちょっと違って、自分たちの身近な集会所。そういう意味では、非常に効果のある指定管理というか、地域の委託になると思うんで、ぜひ、その辺のところ、進められるものであれば進めさせていただきたいなというふうに思って、要請して終わります。

以上です。いいです、答弁は。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第27号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程いただきました議案第27号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願いたいと存じます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明を申し上げます。

損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町宮園1丁目214番地、磯田水産株式会社でございます。

次に、事故の概要であります。平成22年9月14日午前11時10分ころ、厚岸町宮園1丁目77番地先、道道厚岸停車場線の路上におきまして、本町職員が職務上、町有自動車を運転し、直進中、磯田水産株式会社の工場敷地から右折のため進行してきた同社所有の車両の左前面に衝突したものでございます。

なお、過失割合は、町が15%、相手方が85%でございます。

損害賠償額であります。金2万3,811円でございます。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こしまして、安全運転管理者として大変申しわけなく反省をしているところでございます。幸いにして両者にけがはございませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りたくお願いを申し上げます。

ます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第28号 町道路線の廃止について、議案第29号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程いただきました議案第28号 町道路線の廃止について、及び議案第29号 町道路線の認定について、2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書8ページをお開き願いたいと存じます。

まず、議案第28号 町道路線の廃止についてであります。今般、町道を廃止しようとする別寒辺牛11号道路は、北海道が事業主体となりまして、平成21年度から平成25年度までの事業計画をもって、一般農道整備事業により整備を行ってきております。このたび、終点部の町道別寒辺牛幹線道路との交点部分におきまして、交差点の見直し、改良工事が今年度完了いたしまして、終点位置の変更が生じたことから、この路線を廃止し、新たに認定をし直すものでございます。

路線の廃止に当たりましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容であります。町道廃止路線として、路線番号226番、路線名、別寒辺牛11号道路、区間といたしまして、起点、厚岸町糸魚沢1078番地先、終点、厚岸町若松600番地先。参考といたしまして、延長3,270メートル、敷地幅員は14メートルでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、議案書9ページをお開き願いたいと思います。

起点が糸魚沢茶内原野間道路との交点の糸魚沢1078番地先から、終点が別寒辺牛幹線道路との交点であります厚岸町若松600番地先まででございます。

続きまして、議案第29号であります。議案書10ページをお開き願いたいと思います。

町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

さきの議案第28号、町道路線の廃止に伴いまして、改めて町道路線を認定しようとするものであります。

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容であります、町道認定路線、路線番号226番、路線名、別寒辺牛11号道路、区間といたしまして、起点、厚岸町糸魚沢1078番地先、終点、厚岸町若松605番地先。参考といたしまして、延長3,233.5メートル、敷地幅員は11メートルから40メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございますが、次のページをお開き願いたいと思います。

起点が糸魚沢茶内原野間道路との交点の糸魚沢1078番地先から、終点が厚岸町若松605番地先まででございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第28号について質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 最近、現地がちょっと私も頭に入っていないものですから、この切りかえ部分という中で現地がちょっと頭にないものですからお聞きするんですけども、廃止となる部分、約110メートルほどの旧道部分というのがあるんですけども、この廃止路線というのは今後どのような管理をされるのでしょうか。道路部というものを撤去されるのか、それとも、この道路というものはそのまま残る形になるのか、教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 現在、この場所については、新終点までについては、もう既に工事は完了しております。現在は砂利道の状態であります。

この切りかえによって、旧別寒辺牛11号道路については、両側、バリケードを張って、車の通行ができない状態に対応しております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、安全確認という中では、バリケードの手前側へ、別寒辺牛幹線道路側から来るほうも、事前の標示というのは十分にされているというふうに理解してよろしいのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） これについては、車の交通安全上、最低限度、安全確保という意味から、その辺の対応をしております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第29号について質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 路線認定のほうなんですけれども、今回、新終点を設置するに当たって、この三角地、もともと民地の部分だと思えるんですけれども、三角地ができるんですけれども、この用地的なものの利用というものは、どのようになるのかというのは、これは恐らく産業振興課のほうだと思えるんですけれども、どのような調整がされてこのようになったのかというものを教えていただきたいんですけれども。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） まず、この道路の計画につきましては、道路管理者である厚岸町、事業主体である釧路総合振興局が平面の計画を協議いたしました。道路構造令からいきますと、平面交差は90度が一番望ましいと。また、最低でも75度以上の交差角を設けなさいよとなったときに、この終点部の取り付け位置について3つの案を計画いたしました。この議案書12ページの平面図で説明いたしますと、この旧道の上部分に大きくカーブがついた状態で既存の交差点にぶつかる案が二通り、あともう一つが、現在の新終点と記載している道路にぶつかるという計画案でございます。

計画案でいきますと、この旧道よりも上のほうに道路を計画するということになりますと、当然、民地の買収も発生してきます。その段階で、この土地の地権者の方と協議をいたしました。その際に、その民地の方の土地の利用状況であるとか、あと計画案の中に土地の利用者の施設がある等々、要は土地の地権者の意見を反映するような状態で、結果的には今のこの新終点という案で道路の設計をしたものでございます。

あと、この三角の部分についても、土地の所有者のほうの了解を得た中で、こういうような計画としているということでご理解願います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 この三角の、つぶれ地になるのかどうかというのは、土地の利用形態上いろいろあると思うんですけども、通常このくらいだと、現地は草地か何かだったと思うんですけども、といったことで、つぶれ地の補償か何かというものが出たのか。それとも、ここはつぶれ地のままでいいという中で、地権者との何らかの契約的なものがなされたのかということがちょっと気になったものですから聞くんですけども、この点について、旧道を撤去して、例えば換地処理とか、そういうようなものをするとかというのも一つの手法としてはあったと思うんですけども、それをとらないで、旧道のところを残したままでつぶれ地を残してしまうと、ただでさえも農地的なものが不足もしてくる昨今の中で、土地利用をできるだけ有効にと物を考えたときには、そういうものも考えるべきだったんじゃないのかなというふうに思ったものですから、ちょっと質問させてもらったんですけども、とりあえず、現地といった中では、土地所有者とは十分な協議、そういうものはされているというふうに理解していいということなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 設計するに当たりまして、あくまでも土地を持っている方と協議をしたということでご理解願います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この交差点のつくり方についてお伺いをいたしますけれど、先ほど90度、少なくとも75度というお話をされておりましたけれど、画一的な考え方でいいのかなというのが一つあるんですけど、例えば、国道や道道や、あるいは町道でも、相当の交通量がある道路であれば、それなりのことを考えた構造にしていくべきではないのかなというふうに思うんですけど、結果的に、この道路を通る車、絶えず車が交差して非常に危険な道路なのかなと。この図面で見れば、北側のほうに向かう車はほとんどいないのではないのかなというふうに私は思うんですね。この、今示されているね。そうすると、あとそれを通っても、台数的には限られた車しか通らない道路ではないのかなというときに、画一的に90度あるいは75度を確保しようということやることが果たしていいのかどうかと。この辺は、そういえば、結果的にはそうしたら、太田の標茶に向かう道路がありますよね、国道の。あそここのところは角度は結構あるのではないのかなというふうに思うんですよ。それは交差点の構造

をつくりかえることによって、ある程度車をさばくような仕組みになっているのではないのかなというふうに思うんですね。

ですから、そういう道路とこういう農道だとか、そういうところを画一的に同じ方法でやらなければならないのか、もう少し弾力性があるいいのではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどうなのでしょう。今後の考え方みたいなのをちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 平面計画の考え方でございますけれども、具体的に、交通量によって何度以下でもいいとか、何かというものについてはございません。あくまでも道路交通法による道路構造令であれば、90度が一番望ましくて、最低でも75度以上にしなければなりません。

今回のこの設計に当たっては、当然、道路管理者である町と事業者、あとは地権者、その結果をもって、要は警察、公安委員会等についても、当然協議をしている状況にあります。現在、その警察のほうについても、せつかく道路改良工事をするのであれば、極力、この道路構造令にのった交差点の改良をなささいよということになっており、事業主体である釧路総合振興局においても、道路構造令に沿った状態で計画をつくっているものでありますから、交通量によっていろんな対応というのは、現時点においてはちょっと考えていないというふうに思います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっとね、今の議論でひっかかるもんですからね。法律上は、あるいはその法律に基づく通達か何か知らんけれども、そここのところでは、平面では通過車両台数のいかにかわらず、1週間に1台しか通らない道でも、90度になさいということになっていますからやるんですというふうに聞こえるんですね。でも、もしそういうのであるならば、町内にあと何カ所ぐらいあるんでしょうか。

それから、今の話を聞いていると、だから、あっちこっちと思いつきでやっているわけではないと思うんです。それで、今回の場合、道路改良工事か何かがあったんですか。そのときに、改良工事をするんだから、そういうふうに切りかえなきゃならないというようなものがあったんでしょうか。であるならば、最初からそういうふうに説明してほしいんですね。

それで、この後、何カ所ぐらいあって、どういうふうにするのか、そういうこともやっぱり持っているわけでしょう、資料は。それとも、道路改良工事なんかをやる時に見たら、たまたま角度が75度でなくて70度とか60度だったらやりますと、そういうような基準が何かあるんですか。道路改良工事のときには、この後もどんどんやっていくんですか。そういう何か一つの流れとかね、基準がないと、なかなかこういう今みたいな議論は納得できる議論にならないと思うんですよ。

それと、例えば、このルークシュポールのほうから出てくる道路というのは、大分前に出口のところを変えましたよね。あれは国道と面していますからね、ああいうところに角度があったら危険ですよ。

それから、この若松地域でもっていうと、中学校の前を通る幹線道路がありますね。ずっと別海のほうに向かって走っていく、それから方々は太田のほうに。あそこ糸魚沢の駅のところから上がって行ってずっと行く出口のところも切りかえましたよね。あそこも結構交通量多いんですよね。そういうところへ出ていくところは今のような話は非常に説得力がある。ところが、今回のこういうものについては、単に平面設計では角度をこういうふうにしなきゃならないからという話では、なかなかこれは説得力を持たないと思うので、そのあたりの基準ないし準則ないし町の考え方ないし、そういうものを教えていただきたい。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時06分休憩

午後 4 時18分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまの関係でございすけれども、これをやるに当たりますして、北海道、いわゆる総合振興局、道営事業でございすけれども、事業の採択に当たって設計を進めながら、実際は厚岸警察署、それから公安委員会と協議をしまして、一時停止をしない車が見受けられると。そこで切りかえをするのであれば、一時停止をする構造とすることを求められたということでもあります。それに従いまして、地域の理解を得ながら、こういった事業採択に当たっての設計を完了させて、今回の一時停止のする法線ということになったということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 補足の説明をさせていただきます。

先ほど建設課長補佐のほうから、この法線の根拠は道路構造令にあるというふうに説明をさせていただきましたけれども、それは道路構造令を参考にとということで答弁を訂正させていただきますと思ひます。申しわけございません。

それで、町内にこの鋭角の箇所が何か所あるのかというのは、申しわけございません。把握をしておらないのが実態でございます。

それで、この農道整備事業の事業の採択に当たってヒアリングを受ける際には、そういう交通安全上の対策というものはきちっとされているのかというふうに求められておりますして、しかもなおかつ、それを取り締まり機関ともきちっと協議をしたのかという

ことをヒアリングで当然聞かれるわけでありまして、そういうこともあって、警察立会のもとに、交差の見通し、それから一時停止の不履行等々、安全対策上は、やはり道路構造令に準じた形で、できるだけ鋭角にならないように、できれば直角、悪くても75度というような指導があって、そういうふうな法線にさせていただいたという内容でございます。

大変答弁がまずくて申しわけございません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。その道路構造令のほうで、やっぱり鋭角な交差は危険だと。危険をはらんでいるということが考えとしてあるわけですね。だから、こういう事業のときに、そういうことが浮かび上がってくるということですよ。

そうすると、そんな正確に何カ所あって、どうのこうのというようなことを即答できるほどきちんとでなくてもいいですけども、やっぱりこことここここは、この後何か工事をやるようなところが入ったときには直さなきゃならないだろうなというようなものは押さえておいたほうがいいのかと存じます。

それから、結局、こういう事業があったときに、その部分を直していくことになるという程度の方針というか方法しか、今のところはないであろうと。交通量の少ないところに関しては。それから、うんと交通量が多くて、例えば国道に出てくる交差点のようなもので、もし調べた結果そういうところがあるのであるならば、それは町単費でもやはりやっぴいかなければならない課題になってくるだろうというふうに思いますので、そのあたり調査の上、順位というまでは言いませんけれども、やっぱりある程度、問題箇所というのは把握しておく必要があるんじゃないかと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今回のこの三角地、つぶれ地になっているわけですけども、できれば、こういうところは買い上げるなり、補償するなりなんんりの方法があるのではないかという気もするんですけども、今回はこのつぶれ地は何平米ぐらいあってどういう措置をしているのか、それについてもご説明をいただければありがたいんですが。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 後段のほうにつきましては、産業振興課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

町道は延長333キロメートルございまして、ただいま改良をしなければならぬと思われる箇所数、この把握に努めてまいりたいと思います。

それから、できれば単費でそれをすべてやれば、それにこしたことはないわけでありましてけれども、そういう補助事業を活用して改良する場合は、そういう道路の安全対策をきちっと考慮に入れて法線を決めてまいりたいと、そのように考えております。

後段のほうについては、今、調べさせていただきます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時24分休憩

午後 4 時32分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 大変貴重なお時間いただきまして、申しわけありません。
今、総合振興局のほうにも確認していますけれども、ちょっと担当の者がいないという
ことで、私どものわかる範囲でお答えさせていただきます。
先ほどの三角地でございますけれども、この土地が価値が下がるということで、残地
補償を道はしております。面積につきましては、955平米でございます。その補償の価値
の金額ですけれども、ちょっとそれが今、担当の者が不在でわかりません。申しわけあ
りません。
以上でございます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 わかりました。残地補償がされているということがわかれば、それでいいんです
けれども。
これ、道営なものですから、道の基準で行っているんだろと思うんですが、町道がこう
いうような状態が出たときというのは、やっぱり道と同じような形の補償になるんでしょ
うか。それとも、例えば、こういうつぶれ地なんかはなるべく買い上げるというような形でも
っていくんでしょか。そのあたりはちょっと教えておいていただきたいということで、あと
は、今わかりましたので。
今回、この工事はもう既に全部終わって、今、道路の認定だけが残っているというふうに
考えればよろしいんですね。それで終わります。

- 議長（南谷議員） 建設課長補佐。

- 建設課長補佐（水上課長補佐） まず、1点目の残地補償の考え方でございますけれども、
これについては、北海道で実施をしても、厚岸町がやっても、基本的な考え方というのは共
通です。
あと、今回の町道の廃止、認定の関係の工事の時期なんですけれども、北海道、釧路総合
振興局、これについては、平成21年度から25年度の間で計画を持って道路工事を進めている
ものでございまして、今回は終点部のほうから順番に道路改良工事を進めております。最終
的には、平成25年度に工事が完了するという計画でおります。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 説明の部分の言葉じりというんですかね、言葉でちょっとわからない部分があるので教えていただきたいんですが、議案第29号の説明資料という部分で、起点、終点というのは11ページの部分でわかるんですけども、工事が終わって、道路が通れないといった場合において、その道路を使用することができなくなる。その例をとって、道路が使えなくなった時点で、旧終点、新終点というふうになるのか。それとも、道路の廃止、認定が議会で通った時点で旧終点、新終点という言葉を使ったほうが正しいのか。説明資料だからどう使ってもいいのか。その使い分け方がちょっと僕には理解できないんですけども、まだ工事を進めているということであれば、まだ通れるのに終点という言葉が適当なのかどうなのか、使い方にどういう決まり事があるのか、お聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回、参考で添付させていただいた平面図の旧終点、新終点という言い方は、便宜上の話であります。特に何か決まったというようなことではございません。現場は、先ほど2番議員からもご質問を受けたとおり、新しい道路ができましたんで、古いほうの砂利道については、バリケードで通れないような措置を、安全対策上の措置をとったということでありまして、この使い方は便宜上つけさせていただいたと。説明するのに、A点、B点でもいいんです。いいんです。いいんですが、便宜上そういうふうにつけさせていただいたということでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第30号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

なお、説明資料といたしまして、議案第30号説明資料、新旧対照表をお配りしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

改正しようとする事務分掌条例につきましては、地方自治法第158条の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるための課の設置と、その設置した課の分掌事務などを定めたものでございます。

このたびの条例改正の内容でございますが、現行の保健介護課と福祉課の2課体制については、平成12年度に新たな制度として介護保険法が施行されて以来、国が行ってきた保健・介護・福祉分野におけるさまざまな制度等の施行や計画の改定により、地方自治体に対し新たな条例、規則等の整備や計画の策定などが求められ、そのため、それぞれの分野における制度等の仕組みを的確に理解し、条例、規則等の制定、施行等を行う必要があり、2課が密接な連携をし、各分野において専門的かつ円滑化、さらには業務を平準化するなどを目的に、平成17年6月の介護保険法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、同年4月の当時の保健福祉課を現行の保健介護課と福祉課に分離したところでございます。

その後、6年が経過しようとしておりますが、この間、一定の各種計画の策定や例規の整備が終了し、それぞれの制度が適切に運用され、業務が円滑に行われているところでございます。

しかしながら、現在の保健・介護・福祉業務については、現在もこの2課にまたがる業務があり、さらには、少子高齢化の急速な進行など、今後ますます保健・介護・福祉施策の密接な連携が重要性を増してきているところと考えているところでございます。

このような状況から、保健・介護・社会・児童・障害福祉施策などの充実を図るため、これらの部門が密接に連携していく必要があるところでございます。

現在においても、この2課をまたいだ一部兼務体制を、現在のスタッフ制を有効に活用しながら、業務の効率性を高めるとともに、いわゆるワンストップサービスの提供などにより町民サービスの向上を図るため、現行の保健介護課と福祉課を統合し、新たに保健福祉課の1課体制とするものでございます。

改正の内容でございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条中、「保健介護課、福祉課」を「保健福祉課」に改めるものでございます。

なお、このたびの条例改正によって、町長の事務部局の組織における課については、現行の10課体制から9課体制となるものでございます。

次に、第2条に規定する課の分掌事務についてでございますが、この改正は、新たな事務を追加するものではなく、現行の保健介護課と福祉課の事項で規定していた分掌事務をあわせたものに改めようとするものでございます。

第2条中、保健介護課第1号から第2号を保健福祉課の第1号から第5号に、保健介護課の第6号を保健福祉課の第11号に、福祉課の第1号から第5号を保健福祉課の第6号から第10号に、保健介護課の第6号を保健福祉課の第11号に、福祉課の第6号を保健福祉課の第12号に、保健介護課、福祉課の第7号をあわせた規定を保健福祉課の第13号の分掌事務に改めるものでございます。

議案書の14ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日でございます。この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、このたびの事務分掌条例の改正に伴い、改正の必要が生じた他の条例の規定を改めるものでございます。

内容でございますが、厚岸町介護サービス事業条例の第1条中、「保健介護課」を「保健福祉課」に改めるものでございます。

以上、大変簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第11、議案第31号 厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由とその内容の説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

議案第31号 厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は、本条例第2条において規定しています各集会所の名称及び位置の中で、プライベート地区集会所の位置の地番が変更となることから、その変更にあわせ改正するものです。

現在、プライベート地区集会所の用地は1万9,894.67平方メートルの広大なものであり、このたび、地区集会所用地の必要面積3,784.45平方メートルを確保し、他の土地を普通財産として活用するため、この170番地を分筆することといたしました。

その結果、プライベート地区集会所の位置、地番であります170番地に枝番の1がつくことから、議案書の改正内容にありますとおり、その位置、地番を「プライベート170番地」から「プライベート170番地1」に改めるものです。

なお、今回の変更に関する新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと存じます。

次に、この条例の附則でございますが、今後、分筆登記がなされた時点で公布いたしたく、その施行を公布の日からとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 170番地が1と2に分筆登記されると言っていたんですけど、平面的な図面とかというのはないんでしょうか。どこの部分がプライベート170番地1としてプライベート地区集会所の用地となるのかというのが、ちょっとこれだけだと全然わからないもんですから、そういうものがあれば欲しいんですけども、すぐ出せるものなんですか。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 図面自体はございますので、印刷する時間をいただければご提示できるというふうに思います。若干時間いただけますでしょうか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時51分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第33号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

す。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま提出させていただきました議案第31号説明資料につきましてご説明申し上げます。

提案理由の中でお示しいたしましたトライベツ地区集会所の用地でございますが、㊤とい
うところの、この部分が3,784.45平米ということで、この部分を枝番が1ということの
中でトライベツ地区集会所の位置の変更をいたしたく、提案させていただいた次第でござ
います。

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 一応これは集会所条例ですので、分をわきまえて質問はしたいと思うんですけども、そうすると、集会所としての駐車場面積とかはこの中で十分確保できるのかなというふう
に思えますんで、現行取りつけ道路とかもあるような中では十分だと思うんで、それにつ
いてはわかりました。

あと、今回、この分筆ですね。町道トライベツ3号道路側の㊤の部分というのは道路敷地
なんで、これについてはわかるんですけども、㊤と㊤というのが何のために分筆する必要
性というものがあつたのかという、疑問というものがちょっとあるものですから、それにつ
いて説明をしていただきたいと思うんですけども。

- 議長（南谷議員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 先ほど提案説明で申し上げましたとおり、実際にこの170番地でト
ライベツ集会所として町民が管理していた部分は、実際には㊤の部分ということであります。
ですから、今回、実態に合わせて分筆するということと、普通財産の利活用という部分
での分筆ということが今回の目的ということでございます。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第12、議案第32号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程をいただきました議案第32号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願いたいと思います。

厚岸町の道路占用料は、道路法施行令の改正にあわせまして、平成21年4月1日から現在の金額となっております。

このたび、同法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日から施行されることとなりました。この改正は、近年の地価水準の変動等により占用料の見直しが行われたものでございます。厚岸町の占用料につきましても、これまで国が定める道路法施行令に準じ金額を設定しており、この改正にあわせて、本条例の一部を改正するものでございます。

改正部分につきましては、別途お配りをさせていただいております議案第32号説明資料、厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきたいと思いますが、別表の占用料の改定でございます。

占用物件名、単位については、変更がございません。占用料のみ現行の、左側に表記しておりますけれども、改正案、右側に表記をさせていただいた金額に改定をさせていただくものでございます。

附則でありますけれども、この条例は、平成23年4月1日から施行し、施行日前の占用料については従前の例によるものがございます。

なお、この改正に伴います影響額は、約46万円程度減収になるというふうに試算をしております。総体の減額率は約10%程度、10.34%になります。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第13、議案第33号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

- 管理課長（須佐課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

教育委員会では、町立学校設置のあり方や施設整備の見通し、さらには今後の児童生徒数の推移を総合的に検討した結果、平成19年9月、厚岸町立学校適正配置計画を策定いたしました。この計画策定に当たりましては、すべての学校で直接保護者や地域の皆様のご意見を伺い、計画に反映させてきたところであります。

この計画書における片無去小中学校の位置づけについては、学校規模の状況から統合が必要と考えるが、施設面で耐震化を含む整備について優先度が低いことから、当分は統合年度を示さず、継続協議を進めるとなっておりました。

しかし、平成21年度に実施をした片無去小中学校の耐震診断調査では、安全性が危惧される校舎であるとの診断を受けまして、教育委員会としては、直ちに保護者及び地域の皆様へ説明するとともに、平成22年3月までに7回にわたり、学校のあり方について協議を重ねてまいりました。その結果、平成24年3月末をもって片無去小中学校を閉校することについて了解をいただき、児童生徒を太田小学校及び太田中学校へ通学させたいとの意向を確認させていただきました。

南片無去地域は、昭和25年4月に47戸が入植し、うっそうと茂る森林を切り開き、酪農経営の基盤となる壮大な牧草地を築き上げてまいりました。学校教育につきましては、この入植の翌年、昭和26年10月16日に太田村立片無去小学校として開校し、昭和27年4月1日に中学校が併置されましたが、このたび平成24年3月末をもって、開校以来60年の歴史に幕をおろすこととなったところであります。

平成24年3月、最後の卒業生を加えますと、小学校では245名、中学校では222名の卒業生を送り出すこととなりますが、当該校の卒業生は地元の酪農業、さらには道内、道内はもとより全国各地でさまざまに活躍されていると伺っております。

なお、保護者及び地域の皆様は、本議案の議決後、地域を挙げて閉校の準備及び諸行事に取り組んでまいりたいとの意向を伺っております。

改正内容につきましては、あらかじめ配付をさせていただいております議案第33号説明資料、厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

厚岸町立学校設置条例第2条で、町立学校の名称及び位置を定めております。別表、小学

校の部、片無去小学校の項、及び中学校の部、片無去中学校の項を削る内容であります。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻り願います。

附則であります、この条例は、平成24年4月1日から施行する。このことをもって、片無去小中学校は、平成24年3月31日付で廃止となるものであります。

本改正条例は、地方自治法第244条の2第2項、公の施設の設置、管理及び廃止に関する規定、並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により、重要な公の施設の廃止に関し、議会の同意を求めるものであります。

なお、潮見高校の閉校に伴い、同校の建物や敷地等の財産を真龍中学校として使用すべく、北海道教育庁と協議が進行中であり、財産の移管等がまだ未了のため、このたびの改正には間に合いませんでしたが、協議が調い次第、ただいま提案させていただきました厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正し、真龍中学校の位置を改めるご提案をさせていただきます、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、学校の施設を廃止する場合、出席議員の3分の2以上の議員の同意を得なければならないので、起立により採決を行います。

なお、採決に当たり、昨年、第4回定例会におきまして、会議規則第81条第1項の規定の改正によりまして、議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、出席者数及び起立者数を告げ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっております。

それでは、本案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（南谷議員） 出席議員数14人、そのうち起立者数14人。起立者は出席議員の3分の2以上であります。

よって、本案は可決されました。

着席願います。

●議長（南谷議員） 本日の本会議はこの程度にとどめ、7日に延会をいたします。

ご苦労さまでした。

午後5時05分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月4日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員